

第96回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成28年2月16日（火）

開議 午前10時

会議に出席した議員（15名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	池田	宜広	4番	新温泉町	中井	次郎
5番	豊岡市	松井	正志	6番	豊岡市	浅田	徹
7番	豊岡市	井垣	文博	8番	豊岡市	伊藤	仁
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	中井	勝
11番	豊岡市	木谷	敏勝	12番	豊岡市	野口	逸敏
13番	豊岡市	広川	善徳	15番	豊岡市	前野	文孝
16番	豊岡市	青山	憲司				

会議に出席しなかった議員（1名）

14番 豊岡市 古池 信幸

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也  
書 記 太田垣 健 二  
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第1号議案～第10号議案）
  - 一括上程
  - 一般質問
- 第3 第11号議案 平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）  
第12号議案 平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）  
(以上2件、一括上程、説明)
- 第4 議案ごとに質疑・討論・表決

## 議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第1号議案～第10号議案）
  - 一括上程
  - 一般質問
    - 8番 伊 藤 仁 議員
    - 7番 井 垣 文 博 議員
    - 2番 谷 口 眞 治 議員
    - 4番 中 井 次 郎 議員
4. 議案（第11号議案～第12号議案）一括上程
  - 管理者提案説明
  - 議案ごとの説明
5. 議案ごとに質疑、討論、表決
6. 閉会宣言
7. 議長あいさつ
8. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（青山憲司） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（青山憲司） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、古池議員であります。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

11番木谷敏勝議員。

○議会運営委員会委員長（木谷敏勝） おはようございます。

本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問を、あらかじめ質問通告のありました議員から行います。

質問通告のありました議員は4名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また、極力重複を避け簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて、適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、本日当局より追加提出されました第11号議案及び第12号議案を上程し、管理者の提案説明並びに事務局長による議案ごとの説明を受けます。

説明終了後、各議案の質疑、討論、表決を行い、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（青山憲司） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第1号議案～第10号議案（北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について外9件）

○議長（青山憲司） 日程第2、第1号議案ないし第10号議案、北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について外9件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき、順次議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 皆さん、おはようございます。

けさから思わぬ大雪となりまして、スキー場関係者は本当に喜んでいるだろうなというふうに思います。

私自身、1年ぶりの一般質問、この北但議会ということでございますので、的を射ない質問等がありましたら、ご容赦いただきたいというふうに思います。

いよいよ4月より、試験運転期間とはいえ、クリーンパーク北但がオープンをいたします。平成20年4月に改めて竹野町森本・坊岡区を候補地と決め、紆余曲折しながら現在に至っております。オープンにこぎつけたのも、森本・坊岡区の皆様方のご理解と施設整備への不安解消に当たられた職員のご苦労に敬意をあらわします。

今議会へは、インフレスライド条項により多額の増額予算となっておりますが、建設時期が悪かったのかなと残念に思っております。中国経済の減速により、世界の景気も先行き不透明となっております。現在、スクラップ相場もここ1年で3分の1まで落ち込んでおります。現在は鋼材相場も下がってきているはずですし、残念に思っております。

それでは、通告に従い、順次質問に入ります。

まず、焼却炉試験運転についてお尋ねをいたします。

このたび3月18日に火入れ式を迎える運びとなりました。4月の全量受け入れまでの間ですが、どのような運用を考えられているのか。火入れ式を行うにしましても、燃やすごみが必要ではないのか。試験運転のためのごみ搬入計画はどのように考えられているのかお答えください。

また、試験運転期間とはいえ、7月末日までの長期間となります。故障や改修工事の出ないことを願っておりますが、心配性の性格からお尋ねをしまいたします。何か不具合が発生したとしても、試験運転期間中でありますから、整備業者に責任は問えませんし、改修する期間でもあるという認識であります。不具合があれば改善をさせていただいて、7月末日に業者から引き渡しを受けることとなります。4月から全量受け入れをし、7月末日までの改修、改善について、日数を要する事態となった場合の対応について、お考えをお聞かせください。

次に、渋滞の解消についてお尋ねをいたします。

施設の渋滞解消策は、施設の門を潜れば委託業者、認可業者への専用レーンがあり、配慮が行われるとは聞いていますが、私が心配しているのは、県道1号線から進入路に入り、施設の門までの間、この間の渋滞の解消を図れないかということです。この間は、一般車両の持ち込み、委託業者、認可業者の車両も施設に入るまで並ばなくてはなりません。豊岡市の清掃センターの年末渋滞状況では、最長、岩井橋まで渋滞していたと聞いています。清掃センターの門から岩井橋まで400メートルを超えています。この現状に香美町、新温泉町の車両が加わってまいります。各町の混み具合はいかがだったのかお答えください。

このような状況を踏まえ、委託業者、認可業者に対する配慮があればお聞かせください。

最後に、リサイクル施設についてお尋ねをいたします。

試験運転は、焼却にかかわらず、リサイクル施設でも同様のことが言えます。4月に入り、いきなり試験運転となるのか。3月中に試験運転を行う必要があると考えますが、試験運転の実施計画はどうなっているのかお答えください。

また、新温泉町だけがリサイクル物品を持ち込まないとお聞きしています。なぜ新温泉町だけがリサイクル事業に参加されないのか、経緯についてお答えください。

さらに、リサイクル事業に参加されないということは、新温泉町はリサイクル施設整備費を負担

されていないと理解したらいいのか、詳しく説明を求めまして、1回目の質問といたします。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、新温泉町のリサイクル事業との関係についてお答えをいたします。

新温泉町におきましては、従来から、住民が計画収集にごみを排出する段階で、広域化によって統一される分別区分9分別よりさらに細分化された15分別で資源化に取り組んでおられるところで、そのため、新温泉町リサイクルセンターの継続利用は、住民とともに循環型社会形成を目指す上で優位であると判断されたことが、クリーンパーク北但に一部のものを持ち込まないという理由であります。

ちなみに、瓶、缶、ペットボトル等については新温泉が自前の施設での処理となりますけれども、粗大ごみ、蛍光管、乾電池及び燃やせないごみにつきましてはリサイクル施設を使うこととなりますので、全部の不参加ではなくって、一部は使うということについてまずご理解を賜りたいと思います。

2点目に、整備費の負担についてのお尋ねをいただきました。

今申し上げたような状況でございますので、リサイクルセンターに一部搬入しない品目があったといたしましても、組合格約第11条に規定されておりますとおり、新温泉町についても施設整備費の負担をいただく、こういうことにルール上なっているところです。

その他につきましては、それぞれからお答えをさせていただきます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、搬入車両の渋滞解消についてのお尋ねに対してご答弁させていただきます。

組合では、事業者タクマに対しまして、年末などの繁忙期での既存施設のごみ処理の受け入れの状況調査を指示してまいりました。タクマは、平成26年12月29日に豊岡市の清掃センター、昨年12月28日に新温泉町クリーンセンター、29日には矢田川レインボーを訪問し、繁忙期での課題と搬入車両の調査を実施してまいりました。

3施設を調査した結果、課題、問題点として次の指摘をしております。まず、計量器が1基しかないことにより、渋滞及びプラットホームの無駄な時間が発生していること、2つに、渋滞の列が1列となっていて、パッカー車がごみ搬入を終え、次の収集に向かう時間が長くなっていること、3つに、渋滞が施設外の道路にまで及んでいること、4つに、車両動線が錯綜して人、車両が危険であることなどが課題として上げられておりました。

その課題に対しまして、事業者タクマは、入り口計量器を2基、出口計量器を1基設置することにより、計量棟での渋滞をできるだけ回避すること、2つに、渋滞が発生した場合でも、施設内で渋滞が完結するような待車スペースを設けること、3つに、計量器の待車スペースを2列とし、渋滞を緩和させるだけでなく、計画収集車が一般持ち込み車の状況に左右されない動線を確保すること、4つに、搬入路の要所に臨時誘導員を配置し、車両事故を防止すること、5つに、混雑予想力

レンダーをホームページ等で公開し、搬入車の分散化を図ることなどが提案の時点において車両動線の安全性、機能性に配慮した計画の提案がございました。

タクマが調査した時間当たりの最大の搬入車両台数を上回る100台、時間当たりですけれども、の車が来場した場合であっても、搬入車両を安全に誘導し、施設外に渋滞が発生しないような計画であり、受け入れの体制をとっているというふうにお聞きをしております。

次に、受託収集事業者への配慮についての問いがございました。

これにつきましては、委託事業者の搬入につきましては、計量時が大変渋滞するというので、その緩和のために、計量時の入り口と出口とを分離をしまして、それぞれに計量器を設けます。また、事前に車両重量、搬入ごみ種類を登録したICカードを利用することにより、計量は入り口での1回計量となります。ICカードを発行する対象は、計画収集車両のほか、決まった車両で頻繁に搬入する一般廃棄物収集運搬許可業者と一部の事業者を予定をしております。

入り口につきましては、2回計量が必要な一般住民などの直接搬入車と計画収集車などの1回計量対象車両が分離した動線となるよう、計量器を2カ所に設置し、スムーズに搬入できるようにしております。

出口についても、直接搬入車と2回目の計量が不要の計画収集車が完全に分離した動線とし、直接搬入車だけの計量とすることで、渋滞の緩和を図り、搬入車両の安全性と利便性を高めております。

また、全ての搬入車両の動線を交差のない一方通行とするとともに、構内道路の分岐点にサイン、標識を設置して、車両を適切に誘導し、スムーズな通行を促進します。

さらに、直接搬入車が手続を行う出入り口の計量器の前や荷おろし作業を行うクリーンセンターのプラットホーム入り口の通行道路脇に待車スペースを設けて、計画収集車の通行が妨げられないような工夫をいたしております。

私からは以上でございます。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、火入れ式や試運転のためのごみ搬入計画、それから補修や改善等が発生した場合の対応、それとリサイクルセンターの試運転について、この3点についてご答弁させていただきます。

まず、火入れ式や試運転のためのごみの搬入計画についてですが、火入れ式は、焼却炉が運転可能となったことから、今後のつつがない運転と安全を祈願するため焼却炉に火を入れる儀式であり、組合関係者、構成市町関係者、工事関係者及び地元関係者などが出席のもと、神事をとり行うものです。

火入れ式後は、焼却炉内を乾燥させるため、灯油を用いて乾燥だきなどの試運転調整を行います。

ごみの搬入につきましては、4月1日からの全量受け入れを開始します。受け入れられたごみは、ごみピットが最大で約14日間のごみを貯留できることから、4月8日までピット内に貯留し、攪拌してごみを均質化し、9日から負荷運転調整のため、ごみピットから焼却炉にごみを投入し、焼却

を開始する予定です。したがって、火入れ式での燃やすごみは必要ありません。負荷運転時は、構成市町から搬入されるごみを使用しますので、4月1日以前に試運転のために燃やすごみを搬入する計画はありません。

次に、試運転時に補修や改善等が発生した場合の対応についてご説明いたします。

クリーンセンターは、3月18日に火入れを行い、4月9日より焼却を開始してから、7月上旬まで負荷運転調整と休炉を繰り返し、機器制御の微調整や不具合の是正を行い、ごみ処理能力、排ガス保証項目などを満足しているかの性能試験を経て、20日間の安定稼働試験を行い、7月31日に引き渡しを受ける予定です。

7月31日の引き渡しを受けるまでに仮に機器が破損した場合は、補修、修繕方法を組合と事業者で協議し、事業者の責任において補修、修繕を行うことになります。

引き渡しを受けた後に機器の補修や修繕、機器の更新等が必要となった場合についても、運営事業契約期間の20年間については、運営業務委託契約の中に含まれていますので、事業者の責任において機器の補修や修繕、機器の更新等が行われます。

なお、運営業務契約期間であっても、天災などの不可抗力により機器が破損した場合は、組合と事業者で協議を行い、費用負担その他必要な対応措置を決めることになります。

また、法令変更により機器の改造等が生じた場合については、本事業に直接関係する法令変更に係る費用負担は組合が負担し、その他必要な対応措置は組合と事業者で協議を行い決めることになります。

次に、リサイクルセンターの試運転についてですが、リサイクルセンターの試運転については、6月後半には引き渡し性能試験を行い、所定の性能が確認された後、20日間の安定稼働試験を行い、竣工検査に合格後、7月31日に引き渡しを受ける予定です。

本年2月1日の受電後、2月中に機器の据えつけ、制御の動作確認などのチェック、3月に機器の単体調整、無負荷運転を行い、3月27日からは処理設備ごとにごみを投入した負荷運転を行い、4月1日から構成市町のごみを全量受け入れ、試運転としてごみ処理運転を行う計画です。以上です。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 もう少しだけ再質問させていただきます。

まず、焼却炉試験運転についてです。今、説明をいただきました。ごみを入れるんじゃなくて、乾燥だきで5日間、計画を見ますと5日間の乾燥だきをして、その後はもうぶっつけ本番ということになっております。本当にそれだけで不安はないのかと思うわけです。そのあたりは自信を持って大丈夫だといった計画でおられるのかどうか、そのあたり、もう一度ご答弁ください。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 委託事業者のほうの試運転の計画は、大体14日間程度ごみを燃焼させ、そこでまた一度とめて、7日間、炉を休めて、そこでまた点検をしていくと、大体14日間燃やして、7日間、炉を休ませて、その間に点検を繰り返していくという計画にしております。この事業者の



ほうは、全国でもたくさんの焼却施設の実績を持っております。それぞれの自治体等でこういった試運転のやり方をやって、ごみの受け入れを行っておりますので、大丈夫なものというふうに判断しております。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 計画によりますと、5日間の乾燥だきをしましてね、それからもう2週間ほどは何もしない状況、そういった状況であるなら、その間でもごみの試運転なんかはできるんじゃないかなというふうな思いがありますので、こういった言い方をさせていただいております。全くその計画はなしに、9日からいきなり燃やすんだと、何事もないことを祈っておりますけれども、機械メーカーが、プロがそういうことを言われているんだから、何事もないんだろうというふうに期待をしておきます。

もしそれで不具合が、試験運転ですから、不具合が出て当たり前なんでしょう。不具合が出たとしまして、もし日数を要する不具合が出た場合の対応についてはいかがお考えですか。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 試運転中に非常に日数のかかる修繕等が発生した場合の対応ということなんですけれども、これはあくまでも試運転期間中につきましても、事業者の責任において処理するという契約内容になっております。それで、仮に万が一この施設で対応ができなくなった場合等については、その事業者の責任において、例えば外部に持って出て焼却処理をするとか、そういったことになろうかと思っておりますけれども、まず、今の1炉当たり7日間休炉する中で、そういった長期にわたる修繕ということは考えられておりません。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 あってはならない話をしてはいるわけですが、今、豊岡市の清掃センターが動いています。そして3月末まで受け入れるということは、4月も火をたかなくてはならないというふうに思います。そうであるなら、この試験運転期間中だけはいつでも使えますよといった状況に豊岡市の清掃センターを置いていくというような考えはないのでしょうか。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 豊岡市の清掃センターにつきましても、3月31日で受け入れは終了という計画で、4月以降、新たにまたそういった緊急時の対応として受け入れを行っていただくという考えは持っておりません。

それで、もし万が一の場合を先ほど言いましたけども、それはあくまでも、県内にも民間事業者さんでごみを受け入れをしてくれる施設があります。そういった場所に最悪の場合は搬入ということになろうかというふうに考えております。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 そうなりますと、タラレバの話なんですけれども、費用面、相当かかりますよね。この費用面についてはどういったお話になっているんでしょう。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） その焼却にかかる費用、運搬につきましても、全て事業者のほうの責任になります。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 よくわかりました。ぜひそうならないことを願っております。

次に進みます。渋滞の解消についてです。

私は年末のことだけを言わせていただいたんですけども、渋滞予測、最長あの施設でどこまで延びるのか、つながるのか、そういった予測をお答えください。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほどの答弁の中で、100台程度ということで答弁させていただきましたけども、タクマ側で調査をされたのは、1時間当たりの最大の車両台数が、豊岡清掃センターで60台、新温泉町クリーンセンターで15台、矢田川レインボーで20台、合わせまして95台という時間最大があったというような報告を受けてまして、それを上回る100台を想定しても大丈夫だろうというふうなことで話をお聞きしております。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 1回目の質問でもさせていただいたんですけど、豊岡市の状況は私も聞いておりますし、把握しております。他町、年末のあと2町の処理センターの渋滞状況はいかがでしたでしょうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 詳しく渋滞が何メートル延びとったかというところまでは現在把握しておりませんが、最大の、今申し上げました、台数的にはこういう状況でしたという話です。

なお、本施設の進入道路、主要地方道日高竹野線から施設までは860メートルの進入道路がございまして、その中に施設があるということで、先ほど待車スペースということで、単純に待車スペースだけでも20台を確保できますし、そこを2列にすれば40台程度は確保できるというようなことも工夫がなされておりますので、現在のところ、極端にいつきにどおんと来られたりするようなケースがあった場合には多少並ぶ可能性はあるかもわかりませんが、その状況に応じて誘導員等を配置してスムーズな流れを確保するというので、そう私どものほうでは心配はしておりません。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 800メートル以上あるから、その範囲内で大丈夫だろうというお話です。計算すればそうなるのかなとも思いますし、豊岡でいいますと、あれで四、五百メートル並んでたと、最長でね。だからあと香美町、温泉町がどれぐらい並ぶのかなと、ピーク時の話をしているんですけどね、思っております。ですから入り口付近の道路整備についてお尋ねしたいんですけど、そこに信号機を置く、または右折車両を待機場を設ける車線ができるのかできないのか、そのあたりも含めてお答えください。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、主要地方道日高竹野線での交差点における信号機の設置については、

兵庫県のほうの公安委員会のほうの協議をいたしまして、そこに信号機を設ける必要はないというふうなことで、設ける計画にはありません。

それと、当然そこに、そういうふうなことがございますので、右折だまりをつくるような道路改良計画もございません。

先ほど申し上げました860メートルを利用して、ずっと並んでいただくというような想定ではなくって、場内で何とか、先ほど申し上げましたように、計量器を2台設置したり、分離する路線を一方通行でしたりすることによって、スムーズな搬入が終えられるというふうに思っておりますので、進入道路まで渋滞が延々と続いていくというようなことも想定はいたしておりません。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 そこまでの渋滞を想定してないということなんですけれども、やっぱり右折だまりというのは必ず必要だと私は思っております。どうしても左折が優先される。そして右折がおるために渋滞を招くという、こんなことがあってはならないということです。ですから、信号機は後々の状況を見てということにしましても、右折の車両のたまりというのは必ず必要だと。特に、竹野ですから、私はずっと年末のことばかり言ってますけれども、海水浴シーズンになれば、昼間でも車は、夕方でも多くの車両が通るといった実態があらうかと思えます。そこに右折だまりがなければ、その間、渋滞するわけですよ。そういったことも全然心配ないんだというご理解でよろしいですか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 現在の日高竹野線から施設へ進入する際の右折車というのは、今の計画では約20台程度ということですので、逆に出る側が右折する車のほうが多いですので、それは時間帯によって異なると思えますけども、そちらのほうが逆に心配だろうというふうに思います。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 どっちにしても事故があってから対応されるということのないように、安全だからつけられないんだと言い切られるなら別ですけども、仕事ですから、皆さん時間にも追われてますし、安全対策だけはしっかりとっていただくことをお願いしておきます。施設の渋滞によりまして通常なら行われる日常の業務が、その渋滞によりましてその日の委託業者の日々の工程が狂ったと、回り切れなかったといったことのないように、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、リサイクル施設に移ります。

新温泉町だけがなぜ同じ行動をとれなかったのかなと、同じ用意ドンでスタートするわけですから、できれば同じ行動をとっていただきたいという思いで質問をさせていただきました。負担金のほうはちゃんと払っていただいていますよと、負担していただいていますよということで、そうなんだということで、ちょっと初めて認識をさせていただきました。もう一度、なぜそういったことになったのかだけご説明をいただけたら、お答えをいただけたらと思います。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 基本にごみの収集・運搬処理は市町のそれぞれがやるべき仕事です。それを

別々でやったほうが得ならば別々でやればいいわけですし、共同してやることによって経費が効率的になるということであればやればいいという、こういうことだろうと思います。それは自由な意思で、合意してやるかやらないかを決めれば済む話ですので、やらなければいけないという理由はどこにもないわけですね。例えば燃やすごみの焼却については、まさに共同でやったほうが得だということで、3者が、1市2町が合意をしたと。ところが、リサイクル事業のうちの一部については、既に新温泉のほうがより徹底した分別をしておられて、そしてそのための施設も既に持っていますから、新たにその部分を共同してやるということをしなくても、それで構わないという判断だろうと思います。参加しなければいけない理由はどこにもないわけでありまして、新温泉自身の判断として、この部分については、つまり瓶、缶については自前の施設でやりますよという、そういう判断がなされたということになります。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 確かに新温泉町、人口から見ましてもリサイクル率高いんですね。売り上げも本当に小まめにされているのか、金額も年間1,100万ほど上げておられますし、きちっとされているということはこれを見てもわかるのかなというふうに思っております。逆に、香住町がえらい低いんですね。リサイクル率といいたまいますか、金額といいたまいますか。細かくなりますのであれですけども、どちらにしましても、いよいよスタートを切るということでございます。せっかく地元のご理解もいただいてスタートを切るわけですから、本当に万全の準備をしていただいて、気配りをいただいてスタートを切ってもらうことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（青山憲司） 以上で伊藤仁議員に対する答弁は終わりました。

次は、7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 おはようございます。7番、井垣文博でございます。今議会は、クリーンパーク北但が間もなく完成する直前の議会であることから、これまでの取り組みを振り返り、最後の仕上げをなし、そして新たなスタートをする、そんな定例会であるという思いで質問をしたいと思っております。

平成14年3月、北但地域ごみ・汚泥処理基本計画が策定されて以来、この北但地域の長年の懸案でありました広域ごみ処理施設がいよいよ完成間近となってまいりました。この間、さまざまな課題に直面しながら、それらを克服し、今日に至りましたこと、関係者の皆さんに心からの敬意と感謝を申し上げます。

そして、何よりも、施設の建設を受け入れ、整備に格別のご理解とご協力をいただきました森本区、坊岡区の皆さんに、心から厚くお礼申し上げます。

自分たちの地域にごみ処理施設ができるという選択は、地域の皆さんにとって大変重い選択であったことと思っております。その重い選択をしていただいた地元の皆さんの思いを、そして建設工事に当たって示された地元の皆さんの気持ちをしっかりと受けとめなければならぬと感じています。

そこで、管理者にお聞きします。施設が間もなく完成の運びとなった今、これまでの長年にわたる取り組みをどのように総括されているか、現在の心境をまずお聞きいたします。

次に、この件において非常に重い選択をされ、これまで格別のご理解とご協力をいただいた地元

森本区、坊岡区の皆さんの思いをどのように受けとめていただいているか、そして、その思いを今後施設運営の中でどのように生かしていこうと考えられているかお聞きいたします。

あわせて、この施設は森本区、坊岡区に立地されていますが、この地区以外の竹野町民にとりましては、竹野町内に、また自分たちの町内にごみ処理施設ができるという感覚であります。竹野町の皆さんがさまざまな面で心配されることは、竹野町の地形などからしても、それは理解できることです。しかしながら、施設の稼働を前に、竹野町の皆さんは、それを受け入れようとしていません。その竹野町民の気持ちもまたしっかりと受けとめる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、施設の稼働までにやっておかなければならない項目について質問いたします。

まず、土壌調査についてであります。

施設の稼働までに土壌調査を9カ所で行うと聞いていますが、そのうち1カ所では、地区の同意が得られないため調査が行われていないと聞いていました。その後、この件についてどのようになったのかお聞きします。

また、既に終了している8カ所の土壌調査の内容と、その結果がどうであったのかお聞きいたします。

次は、運営協定についてお聞きいたします。

管理者の提案説明の中で、運営協定が、地元との協議が調わず、締結までには至っていないとの説明がありました。どのような点で合意ができていないのか、また、今後の見通しがどうなのかお聞きいたします。

また、当初は、この協定は公害防止協定となっていたと思いますが、運営協定に名称が変更された理由はどこにあるのかお聞きいたします。

次は、従業員の採用についてお聞きいたします。

ごみ処理施設の採用については、構成市町の住民の皆さんの関心も非常に高かったのではないかと考えますが、応募者の状況はどうであったのかお聞きをいたします。

また、配付された監査報告では、これまでのところ54名が雇用予定となっています。当初予定されていました60名との関係をご説明いただきたいと思います。

また、障害者の雇用についてはどうなったか、あわせてお聞きをいたします。

現在、施設稼働に向けて、雇用予定者の研修等が始まっていると思いますが、4月の本格稼働までにそれぞれの部署では施設内での業務や作業が始まると考えます。それぞれの部署ではいつから業務が始まるか、その予定についてお聞きをいたします。

最後は、今後の課題についてお聞きいたします。

4月からごみの全量受け入れが始まり、8月から正式な施設運営が始まります。しかし、北但行政事務組合の役割も、ごみ処理施設の役割も、これで終わりではありません。むしろこれからが本場のスタートと言っても過言ではありません。この施設は、ごみ等の適正処理、リサイクルする機能以外に、公害防止や環境・資源問題等、広範囲にわたる事柄について実感し得る啓発の場として

期待されています。また、周囲に豊かな自然環境が存在する地域に立地しており、自然と触れ合い、自然や命の大切さを学ぶ施設としての役割が期待されているところです。監査報告の所見欄でも、当該施設は、単なる廃棄物処理施設ではなく、循環型社会の実現、環境学習と住民参加による取り組み及び新しい雇用の創出等、多くの要素を含んだ施設であり、円滑な稼働がなされることを望むとなっています。この施設が持っているこのような機能と役割を十分に発揮し、地域社会に貢献していくために必要な組織と人員配置をどのように考えているか、当局の考えをお聞きいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 施設の完成が間近になってまいりました。現場の工事につきましても、また、職員を初めとする関係者のソフト上の準備につきましてもいわば佳境に入っておりまして、いよいよ最終のコーナーを回ろうとしているところです。したがって、私が今すべきは、振り返り感傷にふけることなく、これまでの努力を踏まえてしっかりと確実に、着実に施設を完成させ、そしてスムーズな稼働をスタートさせることなのだというふうに思います。そんなことで、せっかくお尋ねをいただきましたけれども、長々とこれまでの経緯を振り返ることについては、ちょっとこのタイミングとしてはどうかなというふうに思います。

ただ、あえて言いますと、私自身が管理者となってこの事業にかかわって、ちょうど丸15年、大変長い道のりであったというふうに思います。まさに一歩ずつ、一歩ずつということでありました。途中で上郷地区で地域の反対という意思表示がはっきりをして断念せざるを得ない状況でございましたけれども、その後、森本・坊岡区の皆さんの温かいご理解をいただいて、ここまで事業が進んできた。そのことにつきましては、改めて森本・坊岡区の皆様方に心からの感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、とりわけ坊岡区の中で住民の方に強い反対というものがある、村の中での融和等、さまざまなご心労をおかけしてきたことについては申しわけなく思います。ただ、そうした中であっても、この施設を理解を村全体としてはしていただいたことにも深い感謝の念をささげたいというふうに思います。

土地収用法の適用を受けるというようなこともございましたけれども、これも1市2町の人々のごみを路頭に迷わせないために、やむを得ないものであったというふうに考えているところです。ここまで来ましたので、冒頭申し上げましたように、取りこぼしということがないように、しっかりとゴールに向けて頑張りたいというふうに思っております。

それと、手前みそのことで大変恐縮ですけれども、職員の頑張りには敬意を表したいというふうに思います。反対のお気持ちはわからないことはありませんけれども、ちょっとどうかと思うような罵声も浴びせられる中で、しかしながら自分たちの仕事に信念を持って進めてきてくれた。それが今日の状況の基礎にある。そのことを思いますときに、私としては、職員たちに感謝の気持ちも伝えたいというふうに思います。

また、議員の皆様方におかれましても、ぜひ職員の労をねぎらってやっていただければなど、そんなふうに思います。

森本・坊岡区の皆さんへの思いは、今ほどさらっとですけどお伝えしたところです。また、あわせて、竹野町民の皆様方も、これまでの説明会等を踏まえて、おおむねのご理解をいただいたのではないかというふうに思います。その姿勢に対しても感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、先ほどスタートに当たっての雇用のほうも大体決まってきたわけでありますけれども、地元区を含め、竹野町区域から、障害者の方々も含めまして13名の内定があったというふうに聞いております。できるだけ地元の雇用ということを申し上げてまいりましたので、この点についてもよかったなど、こんなふうに思っているところです。

いろんな方々にご迷惑をおかけし、あるいはいろんな方々に支援をいただきながらここまで参りましたので、施設運営に当たっても、そういった思いを無にすることがないように、しっかりと気を引き締めてまいりたい、そのように考えております。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、運営協定と今後の課題についてご答弁させていただきたいと思えます。

公害防止協定が運営協定に変更されたということですが、これにつきましては、昨年の7月15日に開催しました森本区・坊岡区合同検討委員会におきまして、初めて私どもの案として公害防止協定書を提示させていただきました。これに対する区内の意見を集約していただきたいというふうなことで開かせていただいた集会でございました。

その後、坊岡区役員会より、区の役員会において取りまとめた意見について聞き取りを行ってほしい旨の依頼がございまして、同年の10月29日に開催されました坊岡区の役員会にお邪魔をさせていただきました。その際に、そもそも公害防止協定というタイトルがかえって公害が発生する可能性のある施設として印象を与えてしまい、誤解を招きやすいのではないかというご指摘をいただき、組合内で協議、検討した結果が現在の運営協定ということで変更をさせていただいたものでございます。

あと、管理者が冒頭で、運営協定の締結がいまだできてないというふうなことで総括説明させていただきましたけれども、その理由についてお尋ねをいただきました。

昨年の11月26日に開催しました森本区・坊岡区合同検討委員会において、あらかじめ、先ほど申し上げましたけれども、両区よりご意見を頂戴しましたので、それを加味した上で、運営協定の最終案をご両区にお示しをさせて、その内容を確認をいただきました。再度、組合では、両区の役員さんとのやりとりを経た上で、坊岡区では12月8日に、森本区では12月10日にそれぞれ全区民を対象とした運営協定書最終案の説明会を開催させていただき、協定の締結に向けてご理解をいただくよう求めてまいりました。

その後、森本区からは、12月20日に開催されました森本区の役員会において、最終案の内容で協

定を締結することを決定した旨のご報告をいただきました。一方、坊岡区からは、本年1月11日に開催されました同区の初総会において、協定の最終案に対し区民より多数の意見が出されたため、協定案の合意には至らなかった旨の報告をいただきました。

その際、区民より出されました主な意見としましては、木谷川の水質、川底の土壤汚染調査を実施していただけないか、ダイオキシンの調査については、ダイオキシンが最も発生しやすいと言われる炉の立ち上げ、立ち下げ時にすべきだと、災害廃棄物を持ち込むというふうなことも内容になっていたわけですが、それは核にかかわる場合はどうなるのかというような意見、ご質問があって、その内容について、役員では回答できないものでございました。

そこで、坊岡区役員会におかれましては、区民より出された意見に対し、組合からの回答または説明を求めた上で協定を締結すべきというご判断をなされたために、1月26日に坊岡区役員会へ私も出席いたしまして、区民より出されましたご意見等につきましてご説明をさせていただきました。

その後、2月9日に開催されました坊岡区の全体集会におきまして、組合が出席して、そのご意見等につきまして回答、説明を行いまして、協定の締結について合意をいただいたところでございます。

なお、協定書の調印式につきましては、3月1日を予定しており、協定締結次第に協定文につきましては議員各位にお示ししたいというふうに考えております。

次に、今後の課題ということで、稼働後の組合の組織ということでお尋ねをいただきました。

ご指摘の環境学習の住民参加による取り組みについては、ボランティアの発掘、育成や指導を行うサポートメンバーと日常的な活動を行っていただく有償ボランティアで実施するような準備を進めているわけですが、この方々が核として活動していただくことが今後の地域の振興にもつながるものと考えております。

今後の対応すべき組織と職員配置につきましては、施設自体が7月末に竣工しますことから、28年度は、現在よりも1名を減員にした8名体制とすることといたしております。

なお、29年度以降においては、連携を密にするため、現在2課2係ということになっておりますけれども、1課1係に組織を改編するとともに、構成市町の財政負担を考慮し、運営に必要最小限の職員配置を検討することといたしております。

私からは以上でございます。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、周辺地区の土壤調査でまだ未実施箇所はその後どうなっているのか、それと実施をした箇所についての結果をご報告申し上げます。

まず、周辺のまだ実施していない箇所についてですが、施設の稼働によって環境への影響を心配される周辺住民がおられることから、稼働後の影響を確認するために、生活環境影響調査の調査項目にありませんが、あえてダイオキシン類、カドミウムなどの土壤調査を平成21年に周辺地区の8カ所で実施し、全ての調査箇所環境基準を満足しているということを確認しております。



林区へも土壌調査の趣旨を説明し、調査のお願いをしましたが、同意を得ることができず、土壌調査は実施していません。

ことしの4月より施設の試運転による稼働が始まりますが、平成21年に調査してから年数がたっているため、周辺地区において昨年の9月より同じ箇所でも再調査を実施して、状況変化を確認することとしました。

組合では、昨年の10月に林区へ土壌調査の実施を打診したところ、区民に調査内容等について説明してほしい旨の要請があり、11月21日に事業内容と土壌調査についての説明を行いました。施設建設に理解を示されない方がおられることから、調査の同意を得ることができませんでした。

しかし、1月25日に林区より区の総意として土壌調査に同意するとの連絡を受けたため、現在、土壌調査業務を受託している日鉄住金テクノロジー株式会社と2月1日付で変更契約を行い、年度内に林区の土壌調査を実施することとしました。このため、施設周辺の予定していました全ての地区で土壌調査を完了し、4月の試運転による稼働を迎えることができることとなりました。

次に、実施しました8カ所の調査結果なんですけども、森本区、坊岡区を初めとする周辺の8地点において、土壌の汚染状態を施設稼働前と稼働後に比較検討できるよう、「ダイオキシン類に係る土壌調査マニュアル」「土壌の汚染に係る環境基準について」に準拠し、カドミウム、ダイオキシン類などの27項目の分析を実施しました。

土壌調査の結果については、まだ業務期間中であるため報告書がまとまっておりませんが、これから調査を実施する林区を除く8地点については、27項目の計量結果の報告を受けております。今回の調査も、21年度に実施した場所で試料採取を行い、同様の手法により分析を行っていますが、全ての場所で前回と同程度の調査結果が得られており、余り変化はなく、27項目について全て環境基準を満足いたしておりました。以上です。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 職員の採用につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、タクマガグループで進めてきました職員採用の応募状況についてお尋ねをいただきました。

60人の採用計画の中で、総括責任者1人については、運営開始後3年間はタクマガグループのほうから派遣をされます。ですから59名の募集が行われました。このうち監督職候補を初めとします正社員の23名の募集定員に対し、108名の応募がございました。また、36人の契約社員の募集に対して41名の応募がございました。合わせますと、59名の募集に対して149人の応募があったこととなります。施設での就労に関し、住民の皆様の関心が高いものであったと想っているところでございます。

次に、雇用予定60人と54名の関係についてお尋ねをいただきました。

当初60人の雇用計画に対しまして、2月10日現在、タクマガグループでの採用者の状況は、正社員が25人、契約社員が31人となり、合計56人といった結果となっております。定期監査、行政監査結果の報告書には、1月19日実施の定期監査の時点でございますので、そのときの採用の状況として54人と記載をしていますが、その後、タクマガグループのほうでは2人の追加の採用がなされましたので、2月10日現在では56人の採用となりました。

お尋ねの当初の雇用予定60人と採用決定された56人の関係について申し上げます。

1つ目に、契約社員のうちワークシェアで16人雇用する計画をしていたところ、応募者が2人しかなく、残りの14人を7人のフルタイムの採用に変更したことから、結果、7人満たないことになりました。

2つ目に、正社員について、24人を雇用する計画をしていたところ、25人に変更して1人増の採用としたこと、また、障害者について、6人を雇用する計画をしていたところを8人に変更して2人増の採用したことによるものでございます。

その結果、計画60人に4人満たない今現在56人の採用が決定されたという状況です。

また、さきの管理者答弁でもございましたが、採用者の地域別の内訳について申し上げます。

地元森本区で5人、それから坊岡区で3人、2地区以外の竹野町域で5人、香美町で5人、新温泉町で8人、竹野町域を除きます豊岡市で30人、合計56人の採用といった内訳となっております。

次に、障害者の雇用についてお尋ねをいただきました。

タクマグループでは、障害者の雇用につきまして、社会福祉法人とよおか福祉会但馬障害者就業支援センターと連携をしながら雇用の拡大を図ることとし、支援センターに協力をいただいております。さきに申し上げましたとおり、障害者の6人の雇用の計画に対して8人の方の応募がございました。タクマのほうで面接をした上で、雇用の枠を8人に変更して、8人全員の方を採用する結果となりました。採用された障害者の方は、全員がリサイクルセンターで勤務されるということになっております。

それから、最後に、採用された方の勤務の開始時期についてお尋ねをいただきました。

ほくたんハイトラストに勤務します総括責任者と技術管理員は、1月16日より随時勤務を既に開始されております。それから、クリーンセンターの監督職候補の7人の方は、昨年9月1日に採用されまして、類似施設で実地研修を終え、1月20日より森本、坊岡の現地で勤務を既に開始されております。それから、リサイクルセンター、クリーンセンターの正社員の16人の方は、1月20日より随時勤務を開始されております。それから、同じくリサイクルセンター、クリーンセンターの契約社員の30人の方は、3月11日より随時勤務を開始されることになっております。それから、ほくたんハイトラストの契約社員のお一人は、3月1日より勤務を開始される予定になっております。

採用者は、職種によって決められましたそれぞれの教育期間というのがございまして、この教育期間を経て、各部署に配置されるということを聞いております。以上でございます。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 それでは、再質問をさせていただきます。

今、管理者の思いを聞かせていただきました。平成10年だと思んですが、ごみ処理施設を北但1市10町によって広域化していこうという方針が決められて、それ以来、15年以上にわたって、先ほどお話もありましたが、紆余曲折を経ながら、関係者の皆さんの大変なご苦労があったのかなというふうに思っております。そしてそれはそのまま関係する住民の皆さんのまたご苦労でもあったのかな、そのように思っております。管理者から今、地元への感謝の気持ち、そして施設運営に万

全を期していくという、そういった強い気持ちが述べられたというふうに理解をしております。森本区、坊岡区の皆さんへの私は管理者からの強いメッセージになった。また、あわせて竹野町民への強いメッセージになったと、そのように理解をしております。これによりまして、私は思いますのに、関係する全ての皆さん、それは当局、そして議員、あるいは地元の皆さんも含めて、新たなステージ、新しいステージに向けて、そのスタートラインに立つことができたのではないのかな、そのように思っております。

土壌調査につきまして、少し再質問をさせていただきます。

先ほど土壌調査、まだ同意を得ていなかった区から、その区の総意でもって調査を同意をするという、そういう説明がございました。非常によかったなというふうに思っております。今まで反対されてきてた地区がそのように変わっていった。それも総意という部分に私は大きな意味があるのかなと、そのように思っております。その地区の皆さんの意識が、それも総意であったという、その辺の意識が変わってきたという部分は、当局のほうはどのように考えられているというんか、感じておられますか。まずそのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） いよいよ4月1日から、試運転ではありますけれども、施設が稼働するという事で、私どものほうも地元の皆さん方がどのように思われているのかということは大変心配する部分でもありますので、何かにつけて地元に入って、どういう様子なのかということをお伺いしておりますけれども、一番私ども感じましたのは、実は、先ほど運営協定のお話をさせていただいて、特に坊岡区について、いよいよ合意が、3月1日に調印式ができる運びになったわけですが、坊岡区におきましては、申し上げますと、今、都市計画の事業認可取り消し訴訟の原告の代表の方もおられる地区でございますので、それらの方がどのようなことをおっしゃるのかなというふうなことで、関心を持って説明会等も参加させていただいたんですけども、以前は私どもに対して敵対心あらわに接せられるというふうな形での話しかなかったわけですが、今回説明会に行かせていただいた中では、逆に4月1日での運転開始について、心配事についてできるだけ払拭して、納得する形で運営をやってほしいというような前向きな発言が見受けられまして、随分と様子が変わったのではないのかなというふうに肌で感じたところです。

林区においても、当初の説明会のときはそういうふうな形で、組合帰れコールみたいな雰囲気の中で帰ってきた経過もあるんですけども、それが1月になって総意で受け入れるということになりましたので、随分と様子が変わってきたのではないのかなというふうなことを思っております。

これらに関しまして、期待に沿えるよう、私ども組合のほうは一生懸命安心・安全な施設運営に努めなければいけないということを改めて感じたところでございます。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 今、局長のほうから、前向きな気持ちに地域の方々が変わってきているのではないかなという、そういうお話がありました。私もそのとおりだろうなというふうに感じております。それは森本区、坊岡区の皆さんだけでなく、それ以外の竹野町民の皆さんも林区の皆さんもあわ

せてですが、やはり施設ができるということを前提としながら、自分たちの生活をしていこうというふうに心を決められた。あるいはそちらのほうに気持ちが変わってきている。それは前向きな形が変わってきている。私は、そういうあらわれが今回の林地区の同意という形に多分つながってきた、町民の皆さんの気持ちがその方向に動いているというふうなことだろうなというふうに思っております。

土壌調査、9地区が選定をされておりますが、この9地区の選定の場所、どこで選定をするかというのは、どういう考え方でこの9地区が選定をされたのか、お願いしたいと思います。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） まず、施設の建設地から半径6メートル以内を調査しなさいという環境影響調査のほうの指針が出ております。それは施設規模とか煙突の高さによって調査する範囲を定められております。その中で、今言いました9地点、それぞれ各地区に1カ所、公民館とか、そういった場所で調査のほうを実施しております。あくまでも選定した理由については、生活環境影響調査指針に出ているもの、範囲に基づいて調査のほうを行っております。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 この土壌調査は、生活環境影響調査の中での必要項目という形では上がっておりませんが、それを土壌調査という形で事前にやっけていこう、それが今後の施設の稼働の中で、さまざまな事前の状態がどうであったかという非常に貴重な資料になるということなんだろうなというふうに思いますが、今回行った事前の調査と今後何かあったときとの比較をするということになるのかなと思いますが、あつてはならないことだと思んですが、例えば施設がどういう状態になったときにはという、その辺、あつてはならないことなんですが、施設がどういう状態になったときにはそういう調査をして比較をしていく、その辺はどのように想定をされておりますか。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 土壌調査の実施につきましては、同じ今の9地点を4年に1回調査する予定にしております。それで、今おっしゃってました施設がどうなったからとかいうことではなくて、例えば運転していつて自主保証値を超えそうになったときは炉を運転停止をしますので、あくまで自主保証値をオーバーする、あるいは法規制値を出るようなことはありません。あくまでも、もし仮にそのようなことがあったら、4年に1回の調査ということをやりますけども、それを早い時期に調査するというようなことは考えております。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 この調査によりまして、生活環境影響調査とあわせて、全ての調査が終わるという形になるかというふうに思います。その結果、いずれも稼働を始めるに当たって全て問題がないと、そのように理解をしたらいいと、そういうことでしょうか。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今の現況をあくまでも確認していただいて、現況に対して今後どうなっていくかというのは数値としても見ていただいて、それで安心していただくというふうに考えてお

ります。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 この土壌調査の件につきましても、地元、今まで反対されていた地域から総意でもって同意をするという、ほんまに一步前に進んだ非常にいい結果が出たのかなというふうに理解をしております。

運営協定についてですが、公害防止協定を運営協定に変えたいという、そういう地元の意向というのは、私は施設に対する地域の皆さんのやっぱり気持ちが非常にあらわれている結果なんだろうなというふうに思っております。やっぱり地元の皆さんは、施設が稼働するという事の中で、何も公害という問題だけではないんですよ、そうじゃなくて、今後20年間、あるいはそれ以上になるかもわかりませんが、その中の施設運営と、全般に対してやっぱり自分たちの思いがかなうような、そういう運営協定にしてほしい。公害ということじゃなくて、運営という部分に力を入れた協定にしてほしい。そういう思いが多分地元の皆さんの気持ちの中であつたのかなというふうに思っております。

一番大きいのが運営協定という名称に変更だったわけですが、先ほども少し説明があつたと思いますが、運営協定の協議の中で、地元の方とやりとりをする中で、どういう要望とか意見とか、主な部分をもう一度、こういう部分がすごく協定を議論する中で強く地元のほうから示された。示されているけど、それは結果として運営協定には反映されませんでしたということもあれば、あるいは、いや、もう地元の意見はほとんど協定の中に盛り込んでおりますよということなのか、いや、こういう部分はちょっとどうしても無理なのでという部分があれば、そのあたりをもう一度ご説明いただきたいと思います。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほどにも幾つか例を出してご説明をさせていただきましたけども、それ以外には、例えば排ガスの表示盤というものをつけるわけですけども、それをよくご理解いただいていたのかもわかりませんが、施設に行ってみるのではなくて、すぐ近くで見れるようにしてほしいというふうなご意見で、これは実は日高竹野線沿いの施設に設置するわけですけども、そういう意見もありました。

それと、基本協定の中にもあるんですけども、この施設を1代限り、1回限りということの表現を明確にしてほしいと、言うならば期間も切ってほしいというふうな意見もございました。これについては、基本協定で1代限りということで協定をしていますので、建てかえはしませんという話で、期間については、私どものほうは30年以上、その施設の耐用を踏まえて判断するんだということですので、期間は明示できないということでご理解いただきましたけども、そういう意見もございました。

あと、運営協定の中で決められない、疑義があつたときの取り扱いについて、真摯に組合も話に乗ってほしいというふうなご意見、これは当然のことですけども、そういうふうなご意見をいただいております。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 この運営協定というのは、これから地元と当局との基本になる部分だというふうに思います。地元と当局との意思疎通というのは、これまでから委員会とかという形で進められてきておりますが、この協定ができた上で、今後、地元との意思疎通というのはどういった形で進んでいくのか、そのあたりをちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） これまでの組織としては、検討委員会というものを両区でそれぞれつくっていただきまして、これは主に役員さんになるんですけども、森本区で7名、坊岡区で6名、合わせて13名の委員がいられておりますけども、それを運営委員会というふうな名称に改めさせていただいて、移行していただいて、相談事についてはこの運営委員会を通じて協議をさせていただくと、運営委員会を通じて区民の方々に知らせていただくというような組織としての設立をお願いをしているところでございます。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 数字的にこの施設は安全な施設だということを当局の皆さんはこれまでから繰り返し説明をされてきて、地元の方も数字的にこの施設は安全な施設だということは理解をされていると思うんです。理解をされていると思うんですが、でもやっぱり実際に稼働していったら、本当に大丈夫かとか、どうなんだろうかという心配というのは常に尽きないというふうに思います。やっぱり地域の皆さんに安心感を持っていただくためには、常に情報を適切に提供していくこと、また、信頼関係を常に保つための、築くための努力を常にやっていく。それに尽きるのではないかなというふうに思っております。私は、この運営協定というのは、そのための運営協定だということをぜひ強くご認識をしていただきたいというふうに思って、お願いをしておきます。

職員採用につきましてですが、正社員で約4倍ぐらいの応募があったという話をお聞きをいたしました。それだけ関心が高い証拠なのだなという気がしております。事前の研修も行われているというようなことも聞きました。ぜひ住民に信頼される職員になっていただいて、施設になっていただきたいと、そういうふうに思っております。

現在あります岩井の焼却施設の従業員の方の例を少し話をさせていただきたいと思いますが、これは以前にもお話をさせていただいたかも知れませんが、都会からこちらに引っ越しされてきた方が、自分とこのごみを岩井のごみ処理施設に直接搬入されたときに、従業員の方の対応が物すごく親切で、そして丁寧であったということで、感激したという話を私がお聞きをしております。私は、この新しい施設も、ぜひこういう従業員になってほしいし、施設になってほしいというふうに思っております。

そういうことから、施設の中で住民の方、市民の方と直接接触をされるような部門の従業員の皆さん、例えばこのあたりの研修というのは十分図っていただきたいと思いますが、研修の中でそのあたりはどうなっているかお聞きします。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 研修の具体的な中身までは存じ上げませんが、初めて施設のほうで今勤務されている方につきましては、先ほど言いました教育期間というのをそれぞれのセクションごとに持っていていただいております。例えば7人の方では、もう既に実地研修を類似施設でされているわけですが、リサイクルセンターの正社員、クリーンセンターの正社員につきましては、16名の方ですが、教育期間を3日間設定して、その中で焼却の関係ですとか配管のチェックですとか、機器の給油作業みたいなのをされるというふうには聞いてます。ただ、住民に直接という部分については、どういった形でされるかというのは私のほうは把握はしておりません。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 従業員のそういった面での研修というのはぜひきっちり行ってほしいと思います。

施設と地域の住民、あるいは地域の方だけじゃなくって市民の皆さんとの信頼関係というのは、その部分が一番つくりやすい部分でもあるし、また壊れやすい部分でもありますので、その辺はきっちりやっぱりやっていたきたいなというふうにお願いをしておきます。

障害者の雇用も、当初の予定6人が8人になったということで、非常に本当によかったなというふうに思っております。その障害を持った方々が希望を持って生き生きと働ける職場になることを期待をしておきます。ぜひそのような職場にしていきたいというふうに思います。

最後に、事務組合の組織の話ですが、今回の予算の提案の中で1名減という形の提案がありました。そして来年、29年の4月に今後を見据えた組織に検討していく。その中で、1課1係、最小限の人数でというような説明もあったかなというふうに思います。最小限と言いながら、適切な規模なんですよという、もちろんそういう前提がついているんだろうなというふうに思いますが、私は、最近の日本の社会の中で、安全・安心な企業活動が求められている。そういった中で、コスト削減のために人員配置が手薄になって、安全管理が弱かったり、あるいはいざというときに適切な対応がなされないということで、それが問題となった事故などが起きているということはもう皆さんご承知だというふうに思います。ごみ処理施設として、いかに社会的責任を果たしていくか、大きな課題でありますし、そのための組織体制というのがぜひ必要なんだというふうに思っておりますし、あわせて、最初にも申し上げましたが、この施設というのはただ単にごみ処理、焼却施設ではないというのは、監査報告の中でも監査委員さんがきっちり述べられております。それは環境学習でありますとか、地域との交流でありますとか、そういう部分をきっちり持った今回のごみ処理施設だ。これが今回のごみ処理施設の中の大きな理念の中の柱の一つになっているはずですから、その部分をきっちり対応できる職員体制にぜひしていただきたい。その部分をきっちり理解した上で職員体制、もう工事が済んだから、工事にかかわっている部分の職員を減らしますよ、あとの職員でやりますということじゃなくて、むしろこのごみ処理施設が持っている理念の部分、環境学習とか地域交流とかという部分は、これから新たに業務が始まる部分でありますので、そういう部分もきっちり理解をした上で、職員配置をお願いをしたいというふうに思っております。

最後ですが、関係者の緊張感の中で、最後の仕上げ工事、無事に進みまして、無事に施設完成の日が迎えられることを期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（青山憲司） 以上で井垣文博議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時40分。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

澤田施設整備課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 先ほど井垣議員の土壤調査はどのようにして場所を決定したかという問いにつきまして、私、さつき施設より6メートルというふうに答えたんですけども、施設より半径6キロメートルの隣接する区というふうに訂正のほうをお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次は、2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治です。私は、今議会の一般質問として、3項目の質問を通告しています。それでは、通告に従って質問いたします。

まず、1つ目でありますけども、北但ごみ処理施設整備・運営事業の契約についてであります。

(1) インフレスライド条項の適用について。1月7日からスライド額の協議を行い、1月14日にスライド額を決定し、適切妥当な金額と事務局長は強調をしましたが、元請業者に提出された下請81業者の実勢価格を反映した金額にて工事を請け負った証明の確認書をその根拠として示しておられます。要は、下請業者にインフレスライド部分が本当に支払われているかどうか、これが問題であります。そういった点で、2点お尋ねしたいと思います。

まず、①何をもって適切妥当な金額というのか。②運営事業は20年間の長期契約でありますけども、今後、このインフレスライド条項を適用する可能性があるのかどうか。この2点についてお尋ねしたいと思います。

もう一つの(2)でありますけども、契約期間終了後の施設の撤去費用についてであります。

今議会に撤去費用の財源確保の基金を積み立てる基金条例制定を提案されております。そもそもこの施設の撤去費用でありますけども、これは契約の範囲ではないのでしょうか。撤去費用は減価償却費用として算定されていないのか。タクマは契約期間終了時に施設撤去の責任があるのではないのか。タクマは契約の範囲内で施設撤去の責任を負うべきではないか。この点についてお答えください。

次に、2つ目の項目であります。北但ごみ処理施設の4月稼働の問題点ということであります。4点これについては上げております。

北但ごみ処理施設が未完成のまま、豊岡市、香美町、新温泉町の全ての一般廃棄物と下水道汚泥の受け入れをいよいよこの4月から受け入れ、試運転なしで本格稼働するというふうにされていきます。その上で、4点の問題点についてであります。

(1) 進入道路舗装工事の先送りであります。今年度完成予定の進入道路舗装工事の表層工と区画線等の設置を施設建設工事優先で平成28年度に先送り、施工変更すると議案の中での説明がござ



いました。4月からの1市2町の収集車両乗り入れや、さらに引き続き建設工事用の車両、これが混在しております。こういう中での安全性について影響はないのかということが1点であります。

2つ目、(2)ばいじん処理であります。4月から新施設で発生するばいじんを運搬予定先、ひょうご環境創造協会赤穂事業所に運ぶというふうなことでありますが、赤穂市の同意とばいじんの成分結果の取得が必要であり、その間、5月中旬までの間は栃木県小山市のメルテックに処理変更すると予算の中で説明がありました。このひょうご環境創造協会赤穂事業所のばいじん処理に赤穂市の同意が必要なことがなぜ今までわからなかったのか、その理由についてお答えください。

それからもう1点、5月中旬までの栃木県小山市への運搬費用額が幾らかかるのか、これについてもお聞きしたいと思います。

(3)管理棟の対応であります。計画では、施設の完成は7月末となっております。ごみは4月から受け入れ、本格稼働とされるわけでありまして、管理棟は3月末までに完成をして、問題なくごみの受け入れができるのか、受け入れ体制ができ上がっているのかについてお答えください。

(4)試運転と安全稼働の関係であります。昨年10月議会の試運転なしで問題はないかとの私の質問に、当局は問題ないと答弁をしておりますけれども、改めてこの問題について取り上げました。

まず、1つ目であります。さきの10月議会でも、いわゆる要求水準書の基準に基づいてやるんだというふうなお話がありました。この要求水準書の基準の中には、試運転は工期内に行って、期間はクリーンセンターで180日程度、最短150日、さらに、リサイクルセンターでは90日以上と規定をされております。さらに、運転員への運転指導でありますけれども、クリーンセンターで90日、リサイクルセンターで30日と規定されています。これらの基準をクリアした上での稼働となるのでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。

それからもう1点、施設は7月31日の工事完成後に正式引き渡しとなるわけでありまして、試運転が十分できていない4月から1市2町の一般廃棄物と汚泥の全量受け入れということになると、たとえ欠陥があっても、それを修理しながら稼働を行うということになるのではないのでしょうか。ということになれば、4月から事実上の引き渡しというふうな考え方になるのではないのでしょうか。ということであるならば、施設の性能保証の確認、こういったことが必要だと思わなくても、この点についても明解にお答えください。

最後、3項目めであります。都市計画事業認可取り消し訴訟の評価についてであります。

都市計画事業認可取り消しを求めた訴訟は5年目を迎え、昨年12月24日に第15回口頭弁論で結審し、3月23日には判決が出る見通しだと管理者から報告がありました。まず、この都市計画事業認可取り消し訴訟について、管理者の評価についてまずお答え願いたいと思いますし、それから、裁判で証人となりました谷事務局長には、都市計画についての地元同意をどう考えておられるのか。事務局長は裁判で、都市計画法では地元同意は必要はないとも言い、さらには、地元とは森本、坊岡のことともいうということでありまして、この地元同意というのは裁判の争点の一つでありました。住民と法との関係を考える上での問題点であります。ぜひ事務局長の地元同意の見解を求めたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 都市計画事業の認可取り消し訴訟についてお答えをいたします。

まず、その評価ですけれども、訴訟を起こすのは国民の権利でありますから、原告が起こされたこと自体は権利の行使にすぎないと思います。

言われている主張は法的には全く評価のできないものでありますので、来るべき判決では、原告が勝たれる可能性はないものと、このように考えております。

また、地元同意について、あえて事務局長の答弁をお求めになっておりますけれども、この同意がそもそも要るか要らないか、法律を見ていただいたらもうわかることでありますので、そもそも法的に地元合意は要件とされておりませんので、わざわざ事務局長の個人的見解をお聞きいただく必要はないものと、このように考えております。

そもそも都市計画事業の認可といいますのは、組合が行うごみ処理施設整備事業について、都市計画との整合が図られているかどうか、施行者である組合に事業を遂行する能力があるかどうか、事業期間が適切であるかどうか、そのことを判断して、是か否を判断するというのが法律の定めでございますので、繰り返しになりますけれども、地元同意については認可の要件とはされていないところであります。したがって、地元同意が争点とおっしゃいましたけれども、そもそも法的な争点になり得ないことは明らかではないか、このように考えております。

ちなみに、豊岡市、香美町、新温泉町においてそれぞれ行われましたごみ処理施設の都市計画決定は、住民への説明会、住民からの公聴会、意見書の提出、都市計画審議会の審査及び兵庫県の同意を得るなどの適正な手続を経ておりまして、ごみ処理施設としての都市計画決定には何ら問題はないと、このように考えているところでです。

その他につきましては、担当からお答えをさせていただきます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、北但ごみ処理施設整備・運営事業の契約についてお尋ねになった部分についてご答弁をさせていただきます。

まず、インフレスライド条項の適用について、何が適切妥当な金額なのかというお尋ねでございます。

インフレスライド額につきましては、国土交通省大臣官房技術調査課の賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項、いわゆるインフレスライド条項の運用マニュアルに基づいて算出いたしております。具体的なスライド額の算出方法は、基準日以降の残工事に対しまして、契約日であります平成25年10月10日の単価を基準日である平成27年2月20日の単価に組み入れることで差額を求め、算出いたしております。使用した単価としましては、労務単価は国土交通省が公表している公共工事設計労務単価、建設資材単価は、刊行物に記載のある単価については刊行物の単価、また、業者見積もり単価につきましては、刊行物に記載がないために、刊行物に記載のある類似単価を用

いて、また、物価変動率等を使用しております。

また、設計施工監理業務を委託しておりますパシフィックコンサルタンツ株式会社とも慎重に協議を重ね、係る適切妥当な金額を積算したところでございます。

このように、スライド額につきましては、国交省が出しておりますマニュアルに沿って算出しておりますので、適切妥当な金額だというふうに考えております。

次に、インフレスライド条項の適用について、今後の適用はあるのかというお尋ねでございます。

施設整備の建設工事につきましては、残工事が2カ月以上あること、あるいは著しい賃金水準の変更があった場合につきましては、インフレスライド条項の適用は理論的には可能であります。

しかし、インフレスライド条項の適用は残工事に対して適用されるということですので、工事の2月末の進捗状況予定が90%ということになっておりますので、残工事自体が少なくなっております。また、残工期も2カ月余りで、今回、インフレスライド条項の適用のための事前協議等に約1年間要したことを考えますと、手続の期間も短いことから、今後、インフレスライド条項を適用した変更はないものというふうに考えております。

先ほど運営のことも若干触れられたと思いますけども、運営の、資料としてお配りしておりますけども、委託契約書の18条、19条のほうに、その委託料の積算ということで、支払いで書いてありますけども、これにつきましては、物価変動に基づき年1回改定するというので、計算式も別紙2で書いてありますので、そういうふうに年ごとに物価を反映した委託料になるというふうなことでございます。

次に、施設の撤去費用ということで、契約の範囲内ではないかということでお尋ねをいただきました。

今回の北但ごみ処理施設整備・運営事業施設建設工事請負契約及び運営業務委託契約のいずれにおいても、施設の撤去費用については契約の範囲に含まれておりません。本事業は、これまでより公設民営方式により進めており、施設の設計、建設、運営は民間で行いますが、所有権はあくまで組合にあることから、そもそも契約の範囲に施設の撤去費用を含めるべきではないということについて、ご理解いただきたいというふうに思います。

なお、施設につきましては、先ほどにも議員にもお答えしたとおり、30年以上使うということでございますし、今回、タクマグループでの運営事業は20年間ということでございますので、そこで一旦切れますので、そこに撤去費用が含まれるということはないということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私からは、4月稼働についての問題点について答弁させていただきます。

まず、4月からの搬入車両の受け入れで、まだ舗装を先送りしているけど、ごみの搬入車両は安全なのかということですが、まず、進入道路の舗装構成につきましては、下から路盤、基層、表層となっております。現在は粗粒度アスファルトで基層まで施工し、工事用車両を通して状態です。

4月のごみ受け入れ時は現在の状況となりますが、センターライン、外側線、一時停止、矢印、障害物等の路面標示及び速度等の規制看板を設置し、安全対策を講じることで、ごみ搬入車両の安全は確保できるものと考えております。

残る表層の舗装工事につきましては、7月末までに、搬入車両の多い曜日を避け、交通整理員を配置した片側通行での規制による施工を予定いたしております。

○議長（青山憲司） 議事の都合上、正午を過ぎますが、あらかじめご了承願います。

○施設整備課長（澤田秀夫） 次に、ばいじんの受け入れについて答弁させていただきます。

施設から発生するばいじんは、ひょうご環境創造協会赤穂事業所に搬入し、セメントの原料の一部として再利用する計画としています。しかし、ばいじんを搬入する際には、赤穂市との事前協議で灰の成分検査結果の提出が必要であり、その期間に約1カ月必要なことがわかりました。ひょうご環境創造協会より他の受け入れ先として2社を紹介していただき、それぞれ協議を行いました。しかし、2社の所在する官庁に対しても事前に灰の成分検査結果の提出が必要ことがわかりました。

組合は、設計施工監理業務を委託していますパシフィックコンサルタンツ株式会社と受注者であるタクマJVを交え、受け入れ先について、近隣の大府府を初め九州から関東までの範囲で処理できる可能性のある11社を調査した結果、栃木県小山市にあるメルテック株式会社のみ受け入れ可能であることが判明し、赤穂市との事前協議が調うまでの約1カ月間、ばいじん、焼却灰を混合して飛散防止し、搬入することとします。メルテック株式会社に搬入されたばいじん及び焼却灰は、熔融処理され、主に路盤材として再資源化されます。

なお、メルテック株式会社の所在地である栃木県小山市へは、1月29日に委託搬入通知書を提出し、受け付け、了解を得ております。

次に、管理棟への対応ということをお尋ねになっております。

4月時点の管理棟の状況ですが、ほぼ工事については完了する予定ですが、工事関係者の既存事務所を撤去しなければ外構工事ができないため、多目的工房、大会議室などを工事関係者に事務室として提供し、組合は事務を行うために必要な1階部分の事務室、応接室、便所、休憩室、更衣室、倉庫等を使用することになります。したがって、環境啓発に使用する部分である多目的工房、エントランスホール、学習コーナー及び会議室等については、7月末に完了検査を行い、引き渡しを受けてからの使用開始となる予定であります。

それと、4月からごみを受け入れて試運転をするが、安全稼働ができるのかということなんですけれども、本施設の試運転については、6月後半には引き渡し性能試験を行い、所定の性能が確認された後、20日間の安定稼働試験を行い、竣工検査合格後、7月31日に引き渡しを受ける予定です。

クリーンセンターは、平成28年2月に受電し、機器の単体調整、無負荷運転、乾燥だきを行い、4月よりごみを全量受け入れ、負荷運転と性能を確認するための試験を行います。リサイクルセンターは、受電後、機器の単体調整、無負荷運転、負荷運転、3月の下旬からはごみを投入したラインごとの運転調整と性能を確認するための試験を行ってまいります。

また、クリーンセンターの負荷運転調整などの試運転期間中は、調整を行いながらの運転となりますが、排ガスの法規制値については遵守いたします。仮に試運転期間中であっても、排ガス濃度が法規制値を上回ると予想される場合は、一時運転を停止し、原因を排除した後に運転を再開するなど、安全性に配慮した運転を行います。以上です。

○議長（青山憲司） 暫時休憩いたします。再開は13時。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、谷事務局より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 谷口議員の質問のインフレスライド条項の今後の適用はあるのかという問いに対しまして、答弁中、残工期を2カ月余りだという答弁をさせていただきましたけれども、正しくは5カ月余りということがございますので、おわび申し上げまして、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（青山憲司） 午前中の2番谷口眞治議員の質問を続行いたします。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、インフレスライド条項の適用でありますけれども、適切妥当な金額について、何をいうのかということについては、事務局長のほうで、スライド額、いわゆる国交省の運用マニュアル、これを使ったスライド額だから適切妥当な金額だというふうに言われました。それでは、ここに示される確認書とはどんなもののでしょうか。その説明をしてください。

それから、インフレスライド条項については、現建設工事についてはないというふうなことで、運営事業については、毎年、年ごとに物価反映するから、こういった適用はないというふうなご答弁でしたので、それで間違いないかということを確認させてください。その点、お願いします。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 確認書につきましては、インフレスライドにつきましては、賃金等の措置に対する条件等があつて、そのことが本当に、議員からの質問の中にもありましたように、下請業者等を通じてそういうふうに配慮されるのかということに対して、法的にはマニュアルも含めてそのこと書類を提出しなさいというようなことは求められておりませんが、私どものほうもお金がそういうふうなことに行き届くのかどうかということもある意味重要なことだというふうに考えまして、こういう確認書をとらせていただいて、ここに社印を押されているということは、そういうふうなことはきちんとあなされてあるんだなというふうに思っております。そういう意味で確認書をとらせていただいたということでございます。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　ということで、これは先ほど局長も言われましたように、あくまで実勢価格を反映した金額かどうか、これが一つのポイントだというようなことで、この確認書を提出させたわけですが、じゃああれでしょうか、いわゆるインフレスライド3.5%高騰分に基づく、じゃあこの後、いわゆる元請業者と下請業者、これの契約というようなことがあるのかどうか、この辺について、もしわかりましたら教えてください。

○議長（青山憲司）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　契約時期がそれぞればらばらでございますので、当初に契約された方が、一番当初ですね、下請契約された方がどういう条件でされていたのかということにもよりますし、その基準日以降についてはそれを踏まえた形でやられたということもあるでしょうから、それぞれ契約時点でどのような契約をなされているかというのは、こちらのほうでは把握しておりませんので、確認書をもってそういうことも全て満たされているのではないかというふうな判断をさせていただいております。

○議長（青山憲司）　2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　ということは、じゃあ確認書だけでいわゆる実勢価格を反映したというふうに、いわゆるそういう認識でゴーを出したというふうなことかなと思うんです。そういう中で、今の確認書だけでは、元請と下請の力関係ということになりましたら、当然元請が強いわけでありますから、そういう意味では、書類だけでこの辺がやっぱり担保できるかなというようなことについては極めてちょっと疑問だなと思います。

そういう中で、実は、ある下請業者の実際の声が私のほうに寄せられております。見積もり契約で昨年12月に施工を完了したが、請負金額の変更はないし、今回の確認書なる文書を求められることもない。多分これは2次、3次下請よりも下の方かなと思うんですが、そういうことで、全くこういう状況がいわゆる下請の皆さんに反映されてないという、こういう声が寄せられておるんですけども、この点について、局長は、こういったことも含めて、今のいわゆる適切妥当という、こういう表現をされたのかなと思うので、その点はどうか。

○議長（青山憲司）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　私どものほうの言っております適切妥当な金額というのは、まず、マニュアルに沿って積算をした。あるいは使用単価としては国土交通省で公表している公共工事設計労務単価でやった。建設資材単価については刊行物。そういうふうな公の単価を使って積算をしておりますので、それをもって妥当な金額だということを申し上げておまして、確認書というのは、本来のインフレスライドの求められておるそういう下請業者等の措置について、適切にされているかどうかについて、何も本来であればとる必要はないと思いますけども、私どもとしてはその部分もやっぱり大事だと考えられましたので、確認書という形でとらせていただいた。これについては、タクマグループ側の1次下請と建築工事側のフジタになりますけども、そこからの1次下請、タクマグループからいけば2次下請になりますけども、その業者、そしてJVで、乙型で管理棟に関しては地元のJVになりますけども、そこからの1次下請業者、81社からいただいたと。これが確認

書がとれない部分については、インフレスライド額の算定には算入しないという旨は業者のほうには伝えておりました。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 そもそもこのインフレスライド額というのは、当然当初発注したときと比べて市場物価は上がって、これをきちっと対応するということは大変いいことだと思うんです。そういう意味で、下請業者の保護というこの問題ですね、今回きっちりこの辺がされて、今のインフレスライド条項を適用されて業者の皆さんが喜んでいるかなということで、私は期待をしておったんですけども、そういうことでは下請業者の保護ということについての今回担保というのが非常に脆弱だったというふうに思うんです。

ここで私は提案したいと思うんですけども、国や自治体が発注する公共事業や委託事業について、民間業者と結ぶいわゆる公契約というものでありますけども、低賃金を背景とするダンピング受注等を排除して、公共サービスに品質確保、事業相互間の公正競争を実現する、こういった狙いで公契約条例というのが全国で今展開されている。これを導入されている自治体もあるわけですが、これがあれば確実にこういった下請業者の保護というのはできるわけがあります。そういったことで、通告しておりませんが、せっかく管理者がおられますので、公契約条例の適用ということについて、きょう唐突ですので、準備されていないと思うんですが、これについてもしお考えがあったら、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 拝承します。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、次のいわゆる契約期間終了後の施設の撤去費用についてお伺いしたいと思います。

このいわゆる施設の撤去費用については、契約に含まれてないんだというご答弁でありました。ただ、この事業を取り組むに当たっては、先ほどご説明にもありましたように、公設民営方式、DBO方式という、こういう方式が採用されて事業実施になったわけですが、私たちは、このDBO方式というのは、結局のところ業者のもうけといたしますか、業者のもう丸投げになるからということで、こういう指摘もして、批判してきたところでもありますけども、結局、いわゆる施設の撤去費用が全部自治体で負担しなきゃならないというふうなことになってしまうということであるんですけども、先ほどの説明の中では、タクマは運営事業を20年というふうな期間を定めておりますし、実際施設のほうは30年以上使うということでありまして、これをちょっと見て思うには、結局タクマさんというのは、施設の新しい20年の間は運営しても、それ以降の古い施設になったら考えさせてくれという、こういう仕掛けかなと思って、ちょっと改めて私も驚いたわけですが、こういった点で、結局撤去費用だけ自治体が負担するというふうなこと、ちょっと私もどうもこれについては本当に理解ができません。

ここでこの問題を議論してもあれですけども、改めてインフレスライド条項の問題、施設の撤去

費用の問題でありますけれども、インフレスライド条項の適用につきましては、当然人件費、資材費のインフレ高騰部分の3.5%増額する、下請業者にその高騰部分を増額保証するという大変立派なことであるんですけども、しかし、その人件費、資材費の高騰部分が下請業者に確実に保証する担保がない限り、結局は元請業者のもうけだけを保証することになるのではないかな。そういったことでは、先ほど提案しておりました公契約条例、こういったことが本当にしっかりと設置をされて、下請業者の皆さんを保護することが大事ではないかなということが1点と、施設の撤去費用については、いわゆる施設整備、運営の契約が公設民営のDBO方式を導入して、結局設計、建設、運営を民間に一体的に全て任せて、長期的に業者の利益を保証するという、こういったことがここで決められようとしているわけでありまして、こういったことは私は本当に理解できないなというようなことを指摘して、2項目めの項目に入らせていただきます。

北但ごみ処理施設の4月稼働の問題点の中で、進入道路舗装工事先送りで、先ほど澤田課長のほうから、いわゆる表層はして、何ていうんですか、4月以降の稼働時に進入道路の、いわゆる搬入車や、また工事車両も入りますけれども、これについてはほとんど問題ない状態にするんだというふうなご答弁だったと思うんですけども、じゃあそれだったら、もうあと何か表層工事のみを残しているという、こういうお話だったんですが、もう一度そのことを、27年度中になぜできなかったのかなというところがもう少しわかりませんので、再度、28年に先送りをしなければならなかった理由について教えてください。

それから、ばいじん処理の関係です。私は、赤穂市の同意が必要なことがなぜ今までわからなかったのか、その理由を教えてくださいということと、それから、小山市への運搬費用はどのぐらいかかるのかなと、この2点を教えてくださいと思いますので、とりあえずこの2つだけお願いします。

○議長（青山憲司） 谷口眞治議員に申し上げます。一問一答で議事の進行を図りたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。

澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 進入道路の表層につきましては、27から28に送ったわけなんですけども、現在、施設建設をやっておりまして、作業員が約400名程度現場内に入って作業をしております。そしてその作業員は当然車に乗ってきて現地に入ってくるわけなんですけども、その駐車場として、今、進入道路をずっと、主要地方道日高竹野線入ったところから片側がずっと駐車場がわりとして使っているような状況であります。それで、そこを舗装しようと思えば、やはりその作業員の車を別のところに確保しなければならない。あるいは実際舗装をするとすると、資材を搬入する車両なんかも制限がかかってきますので、少しでも施設建設のほうを優先するという意味から、28年度に先送りしております。

それともう1点、ばいじんについて、なぜ赤穂市のほうの事前協議がわからなかったのかということなんですけども、これ、他の自治体で基準値を超えます焼却灰を大阪湾にありますフェニックスへ搬入して埋め立て処分しているということがありました。そういった基準値を超えているよう



な灰を処分しているようなことがあったため、赤穂市においても搬入する前にその調査結果を出しなさいということを当初協議した段階では言われませんでしたけども、昨年の11月に改めて搬入についての協議をしたときにそういったことを申し受けました。以上です。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 進入道路舗装工事につきましてはわかりました。

ばいじん処理のほうですが、それでは、小山市への運搬経費、これを教えてください。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 小山市への運搬費と処理費のほうなんですけども、これからの契約となる関係で、ちょっと具体的な金額については答弁のほうを差し控えさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 では、運搬費用のほうについては28年度予算で総額出ているということですかね。

次に、管理棟の関係につきましては、じゃあとりあえず施設は完成して、あとほかのいわゆる業者の工事事務所というんですか、そういったことも絡みの中で、まだ一体的に使えないというふうな、先ほどちょっとそういう説明だったのかなと思いますけども、そういう状況ということで確認させてもらっていいでしょうか。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） そういった確認でお願いいたします。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、試運転と安全稼働の関係に入らせていただきますが、先ほどの答弁は、4月以降から7月末までのいろんな現況の引き渡し検査とか、いろいろそういうお話はあったんですが、私がお聞きしているのは、要するに要求水準書の基準ですね、これがちゃんと、いわゆるこの後、4月以降ですね、7月までの間にきちっと……。失礼しました。当然7月末にやるんですけども、要求水準書の、これは本来だったら3月までにやるべきことなんですけども、この辺の、何ていうんですか、チェックというのはきちっとされて、今後の7月末までの期間の中でこの辺はきちっとクリアされているというふうなことなのか、それが1点と、それからもう1点は、正式引き渡しというこの考え方なんですけども、私は、もう事実上、稼働すれば、いわゆる正式引き渡しという、こういうものになるのではないかということをお聞きしたんですけども、その点について教えてください。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 要求水準書には、試運転のことについてこのように書いております。受電後の単体機器調整、無負荷運転、乾燥だき、負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認、正式引き渡しを含めて180日程度ということで、あくまでもその180日の中には4月から7月の間も含まれたものということになっております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　そしたら、先ほどちょっと私、後段の分がまだご答弁いただいておりますので。

○議長（青山憲司）　澤田施設整備課長。

暫時休憩します。

休憩　午後1時19分

再開　午後1時19分

○議長（青山憲司）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫）　4月からごみを受け入れて焼却するので、その時点で正式引き渡しではないかということだったと思うんですけども、4月からはごみを焼却しますけども、14日間運転して7日間とめるといった、そういった繰り返しの作業を行います。あくまでも正式引き渡しというのは、性能確認が終わった後、受けるものであり、正式引き渡しについては7月31日ということになります。あくまでも7月31日までの間は試運転期間という位置づけでございます。以上です。

○議長（青山憲司）　2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員　そういうご答弁だなと思うんですが、先ほど同僚議員の方もこの辺を心配されて、例えば大きな欠陥が起こったとき、ごみ処理施設が完全にストップする、こういう事態になったときの対応、万が一にもないと思うけどということをおっしゃりながら、これについてのお考えを聞いたら、基本的には事業者が全て責任とるということで、ごみ処理施設も、また費用も全部とるというふうなことだそうなんですけども、もしもそういったことが起こったときに、事業者がということでありながら、でも全くこの1市2町、当然住民さんがこれまでできたことができなくなってしまいますから、こういったことについてのやはりいざというときの、何ていうんですか、対応を想像したときに、事業者にとということではちょっと済まないと思うんですけども、その辺をどうかなと思っておるんです。特にタクマの業者でありますけども、悪口言うわけじゃないんですが、いわゆる南但でもいろいろ事故を起こして、まだ施設がとまったままになっておるといような、こういう事態もあるわけですので、本当に万全に万全をして、こういう対応を考えていく必要があると思うんですけども、この点について、再度お考えを聞きたいと思います。

○議長（青山憲司）　谷事務局長。

○事務局長（谷　敏明）　今回の施設整備に関して、処理方式の選定に際して一番考慮した、いろいろと処理方式がございまして、有機性廃棄物を含めてどのように処理するかという検討をしたわけなんですけども、今回のストーカ式という焼却炉については、まず過去の実績が豊富で、大きな事故につながらない実績を持っていて、安全な運転と長期稼働が可能だということが大きな利点として採用した経過があって、そういうリスクが少ないということがまず第1点であります。

仮に動かないような状況、これはごく考えにくいわけなんですけども、なった場合については、その原因がどこにあるのか。例えばごみを搬入してきた中にとんでもないものが入ってきて、それを起因として故障してしまったということであれば、これはやはり我々北但側に責任があるものですし、通常考えられるごみがあって、そういうふうな状況になったというのであれば、それは事業者であ

るタクマ側のほうが責任があるということでございます。仮にそうなった場合に、タクマ側の責任ということになれば、タクマ側でそれを処理するために、先ほど澤田課長のほうから岩井のほうの清掃センターの使用はないというふうなことを答弁申し上げましたけども、逆にタクマ側がそこから辺を使って、効率よくごみを処理する必要がございますので、そんなことも一つの方法として検討の値する部分ではあるとは思いますが、含めて事業者側が責任を持ってやるというふうなことでございます。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 あくまでたら話の話ですので、だけど、じゃああれですか、もしそういう事態が起こったときには、先ほど澤田課長が豊岡の処理センターは使わないと言ったんですけど、そういうこともあり得ると、今、局長は答弁を修正されたんですけども、そういうふうにじゃあ考えておればいいのかということ、再度確認をさせてください。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 地元の状況もありますし、さまざまな動かすには条件がありますので、方法の一つとして検討する必要はあるのではないかと申し上げます。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 いよいよこの4月稼働というふうなことになってくるんですが、ちょっとこれ1点、私、現在の工事の進捗について、再度確認をさせていただきたいと思います。管理者の報告では、この処理施設の建設工事進捗状況、目標が87%で87%という、こういう報告があったんですが、この意味をどういうふうに理解したらいいかなど。素直に解釈すれば、目標87%の100%進捗の87%という、87%目標で87%の進捗という、こういう解釈ができるんですけど、もう一つは、これちょっと悲観的なんですが、目標87%に対する87%の進捗ということになれば75%ということになるわけですけども、この辺の、数字だけじゃありませんけども、予定どおりいっているのかどうかというところが非常にちょっと気になっておるところでありますので、この辺をちょっと明解にご答弁をお願いします。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 管理者のほうから総括説明の中で申し上げた数字は、計画が84%で実績が84%でなっているというふうにご説明申し上げたというふうに思います。3月末で申し上げますと、計画的には約93.5%の出来高というふうなことですので、その時点で残っているのは外構とかいう部分が、周辺整備であるとか、そういうものが残ってくるというふうなことでご説明させていただいたというふうに思っております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 そうすると、予定どおり進んでいるというふうに受けとめていいんですね。わかりました。

いよいよ3月18日に火入れ式が計画されて、北但ごみ処理施設は未完成のままですけども、4月から豊岡、香美町、新温泉町の全ての一般廃棄物と下水道汚泥の本格受け入れが実施される予定に

なっております。しかし、試運転なしの本格稼働、さらに建設工事も並行するというふうなことで、先ほどいろいろ質問させていただきましたけども、この施設の安全稼働が本当にできるかということについては、やはりまだ心配なところがたくさんあります。そういったことを指摘して、3項目めに入らせていただきます。

都市計画事業認可取り消し訴訟の評価ということで、管理者におかれましては、訴訟は国民の自由であるから、やってもらっても、これは何らどうこういうことはない、しかし、いわゆる今度の訴訟については、原告に勝利はないというふうなこと、さらには法的には全く問題はない、地元同意は要らないということをおっしゃいました。でも、しかし、今回の訴訟については、地権者の方がとうとう都市計画の網をかけられたことによって強制的に土地が収用されたというふうなことで、これをいわゆる打開するということでは、本当にもう訴訟しかなくなっているというのが現状であります。そういったことで、4年以上の訴訟をしてきたわけでありまして、先ほど同僚議員の中で、職員の皆さんが罵倒を浴びせられたと、これによく耐えられたということで評価されたのでありますけども、あれは罵倒ではなくて、やはり地元の本当に生のどうしようもない、今のやり方について何とかしてくれという叫びでなかったのかなと私は思います。決してあれを罵倒という言葉で受けとめるんじゃないに、あれは本当に生の、だって自分の土地が自分の全く納得いかないことで強制される。それも強制されても意見を言う場所がない。これが今度の訴訟の一番の地元の皆さんの大きな動機の一つであります。再度、この地元の方々が今こういって、先ほど管理者は原告に勝利がないという、こういったことまでおっしゃいました。これは管理者が決めることではありません。裁判長が決めることですので、そういったことでは改めて今の地元のこういう叫びに対して本当にどう考えておられるのかということと再度、管理者のお考え、伺いたいと思います。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 訴訟を起こされたのは原告の方々でありまして、法的に白黒決着をつけてほしいと言われたわけでありまして、法的に白黒の決着がつくものと、訴訟に関してはそれで足りるものというふうに考えております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 平成23年12月26日に1市2町の住民である原告98名が兵庫県を相手に、都市計画法に基づく事業認可取り消し請求事件、いわゆる都市計画事業認可取り消し訴訟を起こし、大気、水質、土壌等の環境破壊、地元職員の合意無視、全国に例のないごみ焼却施設の用地強制収用、最低制限価格事前公表で最低価格に1円オーバーの不自然な入札、入札契約資料非公開などの異常性などを訴え、裁判では異例の進行協議を重ねて、管理者も報告されましたように、いよいよ3月23日に判決が言い渡される見通しとなっております。今、管理者は、もう全く地元の方々に寄り添う、こういったご答弁はありませんでした。しかし、憲法13条には個人の尊重が定められており、どんな問題でも地元住民の同意は必要であると思います。地元住民の意見を聞かずに同意は法的に必要ないとして土地を強制収用するのは究極の個人否定であって、憲法13条に照らしても、到底許されるこ

とではないということを書いて、質問を終わります。

○議長（青山憲司） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は13時40分。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時40分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 それでは、議長の許可を得ましたので、4点にわたって質問をさせていただきます。

第1点目が、労災の問題であります。10月13日に起こりました労災の問題を言わせていただきます。

3月の18日、それから4月からの全量受け入れ、こういうことも含めて、工事が大変急ピッチで進んでいるところであります。先ほどの答弁で聞いた、400名からの現場労働者がおられるということで、大変工事が錯綜しております。そういう中で、特に現場の労働者のやっぱり安全管理に大変これはしっかりと行う必要があると思います。そういう中で、10月13日に労災が起こりまして、けがの状況というのは、お一人は骨にひびが入り入院、他の方は全身打撲ということです。94回の定例会での一般質問に対して管理者からは、結果としてはグレーチングをとめる作業を怠ったと、誰がそのグレーチングを設置したのか、これらの件について、まだ解明がされていないということで、その後、どういう一つはこの労災問題について、安全管理を含めてどんな北但行政として指導をなさったのか、この点をまずお尋ねいたします。

次に、質問の第2番目であります。林区への生活環境調査、そういうことでございますけども、これについては、過去の議事録を見ますと、調査した結果は何も問題はなかった。土壌調査について申し入れたけども、それは拒否されたと、こういうことのようにあります。

そういう中で、この林区においては、土壌の調査を受け入れる、イコールいわゆるこのクリーンセンター北但を建設について同意をするということになるんでしょうか。どうも当局の方のお話を聞いてたら、その方向のようににおわすような言動があるわけですけども、この点はどうなんでしょうか。その点、お尋ねいたします。

それから、第3番目であります。森本・坊岡区、両区への交付金の問題であります。これについては、来年度の予算案で、月に10万円、年間120万円が森本・坊岡両区へ交付金として支払われるわけであります。これが地域振興を支援することになると思われるのでしょうか。その点について見解をお尋ねいたします。

それから、第4番目に、発電電力の売電であります。この件についても、過去の議事録を読みますと、大体発電の量が5,000世帯、それからその後で4,000世帯、こういう数字がいろいろと出てくるわけです。それと、以前にお聞きしたときには、余ればというような、余分な電力があればというようなお話だったと思うんです。一体年間でどの程度のいわゆる発電、送電なのかわかりませんが、それがいいのかどうか、その点からお尋ねをいたします。

第1回目の質問です。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、2つの区への交付金についてお答えをいたします。

いわゆる廃掃法の第9条の4が、立地する地元に対し、周辺地域と書いてありますけれども、立地する地元の生活環境の保全及び増進に配慮すべきものというふうに定めております。このことを受けまして、両地区と北但行政とで議論を重ね、地域振興計画というものをまとめました。平成20年の12月に策定をしたところであります。

今議論になっております交付金は、この地域振興事業として計画の中に記載されているコミュニティー活動への支援というものに当たるものでございます。地域振興に当たるのかというご質問でありますけれども、当然地域振興に役立つものと、このように考えているところです。

その他につきましては、それぞれからお答えをさせていただきます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 労災が発生した事故についての質問がございました。

工期のおくれ等があつて、そういうような事故が起きたのではないかというふうなことだろうと思えますけれども、確かに、先ほどもさきの議員に答弁させていただきましたけれども、工期的には大変厳しいというのは現実にあります。しかしながら、10月に事故が起きたわけですが、9月末現在のその当時の進捗率は、計画44.8%に対して実績が44.8%と、同じ値だったんですけれども、工事のおくれ自体は発生しておりませんでした。おくれのために業務を急いで安全性を欠いたというふうなことではございません。ただ、工期的には厳しいものがあるというのは事実でございます。

事故原因ですけれども、作業所となるグレーチングが番線で固縛されていないときに、作業員がちゃんと固縛されていると思い込んで、誤ってグレーチングに乗って墜落するといったことでして、この作業自体は、その落ちられた作業員さん自身がやられた作業でそういうふうなことになってしまったということでございます。

この災害に対しまして、労働基準監督署のほうから、高所で作業を行う際には、必要な安全対策が講じられるよう指導するとともに、安全対策が確実に講じられているか確認を実施するような指導があり、現場での安全管理を徹底しております。

具体的には、安全管理として、毎日安全担当者による安全パトロールを実施し、朝礼時、全員参加になるんですけども、そのときに結果を報告し、日々改善をされております。

そのほか、新規入場者の安全教育、週1回の一斉清掃、月1回の災害防止協議会、安全大会、店社パトロールを行っており、安全を怠ったというようなことはございません。

なお、組合でも週1回、工事関係者と行います工事定例会というものをやっておりますけれども、その中で工事を安全に行うよう注意喚起を実施させていただいております。

それと、私のほうからは、あと電力の部分の発電量等についてお尋ねをいただきました。

今回のタービン出力については2,850キロワットですけども、年間の発電量につきましては、1,737万8,550キロワットアワーを予定をしております。太陽光も設置してありますが、それが2万3,090

キロワットアワーということになります。発電量の総量の世帯数ですけど、従来から一般家庭、大体月300キロワットアワー使用しますので、それで換算しますと4,800世帯相当に値するというふうに申し上げております。場内で消費を先にやりますので、その値が588万4,800キロワットアワー程度、差し引き売り電としては1,151万6,800キロワットアワー程度というふうに想定をいたしております。

私からは以上でございます。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、林区に対する大気質の影響についてはどのようなものがあるのかということであったので、まず、平成21年から22年にかけて実施しました生活環境影響調査のうち、煙突排出ガスによる林区への大気汚染の予測結果は次のとおりです。

二酸化硫黄の予測濃度は、現況濃度が0.001 p p mに施設によって与える濃度0.00005 p p mを加えた0.00105 p p mとなります。

また、二酸化窒素の予測濃度は、現況濃度が0.001 p p mで、施設が与える濃度が0.0001 p p mになり、合わせて0.0011 p p mとなります。

次に、浮遊粒子状物質の予測濃度は、現況濃度が0.014ミリグラム／立方メートルであり、施設が与える濃度が0.00002ミリグラム／立方メートルとなり、合わせて0.01402ミリグラム／立方メートルとなります。

最後に、ダイオキシン類の予測濃度は、現況濃度が0.0077ピコグラム－T E Q／立方メートルであり、施設が与える濃度が0.0001ピコグラム－T E Q／立方メートルとなり、合わせて0.0078ピコグラム－T E Q／立方メートルとなり、いずれの項目においても環境基準を満たしております。

今ご説明しましたことは、昨年11月の21日に林区へ土壌調査の説明と事業概要の説明を行った際、この生活環境影響調査もあわせてご説明させていただいております。

次に、土壌調査を受け入れたということは、施設に対して同意したとかというような問いでしたけども、当初、土壌調査の申し入れを行って説明をしましたが、施設建設に反対している方がおられるので同意できないという回答をいただいておりますけども、今回、同意するということは、逆に施設建設を受け入れていただいたものというふうに私どもは判断しております。以上です。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

結局は、このグレーチングについては、落下をした方がご自分で施工したということですか。何かそのようにさっき聞こえたんですけども、それで間違いはないですか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） おっしゃるとおりでございます。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 なぜそんなことになったんですか。詳しいちょっとあれが、当然現場に入られて、聞

いておられるでしょう。ご自分でやっという、自分がもうそれこそ外れたとこに落ちたという話なんていうのはあんまり、2人の方があれされているわけでしょう。そしたらどうなんです、それは。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当初、グレーチングは並べられておまして、そこに作業としてシュートを取りつける工事をされるために、そのグレーチングが邪魔になりますので、それを一旦その作業員の方々が外されて、シュートを設置をして、その外したやつをきっちりと固縛することなく、そこに置かれたと。作業を離れて、また来られたときに、本来だったらその外されたときには安全柵を張って、そこに注意喚起をするわけですけども、それもなされずに、そこに置いたままの状態、みずからがそこに行って、またそこで落ちられたというようにお聞きをしております。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 2人とも気がつかなかったということですか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 結果的に落ちられたということですので、そのようだと思います。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 前回の定例会では、その現場に責任ある立場の方はおられたかどうかということを経問されてはいたけども、それについては把握はしておりませんということでしたけども、その後、把握はされましたか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） その場所には、お二人で作業に当たられたということで、責任者はおられなかったというふうに聞いております。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 事故後の経過について少しお尋ねいたします。

これは中具管理者の説明であります。事故翌日、14日の午後より、労働基準監督署の現場検証が行われ、検証終了後、工事再開の許可を受け、15日より工事再開と、その後、労働基準監督署より、労働関係法令違反があったということで、2社に是正勧告があったということですが、是正勧告の日付はいつでしょうか。この経過に間違いはないでしょうか。法令違反の疑いがあるときは、工事再開の許可が出るとは考えにくいのですけども、この点について、どうでしょうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 事故後、27年の10月20日に労働基準監督署のほうから、タクマ、落ちられた会社のOES、山口工務店というところに対して是正勧告書あるいは指導書が出されました。それを受けまして、10月22日の日付でもってタクマ、OES、山口工務店のほうが労働基準監督署に是正報告書を提出されたということになっております。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 経過の中でね、要は是正勧告、いわゆる法令違反が予想されるような現場に事業を再開していいよというような、監督署がそういうあれを出したんですか。再開していいと。そういう



答弁をなさってますよ。説明を。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 15日の日に労働基準監督署が現場のほうを検査をされまして、その結果を踏まえて工事を実施してもいいという結論になったというふうにお聞きしております。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 答弁ではね、事故翌日、14日の午後より労働基準監督署の現場検証が行われてってということで、検証終了後、工事再開の許可を受け、15日より工事再開と。それであれなんですか。そういうことですか。

それでは、もう一つお聞きします。労災の原因について、特に私は、今回はうっかりミスといたしますか、ご自分がそういうことをやられていたにもかかわらず、そういったところにはまり込んだと、そういうことなのでありますけれども、最近、周辺の住民の方から、現場に向かう労働者が朝6時ごろに現場に入って夜11時ごろ出てくる姿を毎日のように見ると。工期が4カ月おくれということで、大変厳しい労働環境の中にあるのではないかと。皆さんは何か93%になっとる、何々になってるって言うけど、実態は本当にそういった、多人数でもう突貫工事だと、こういう形になってませんか。そこら辺のところをね、本当にこの時期になってから、管理者もそれこそあとちょっとというようなお話もされたんですけども、やっぱりそういったことについてね、現場をきちっと見るべきだと。そうしなければね、もっと重大な災害が出てきますよ、これ。その点、どのように考えておりますか。先ほどいろいろと会議を、こういうのをやってる、ああいうのをやってるって言うけど、実際に疲労こんぱいしてね、もういわゆるモチベーションもやっぱり下がるわけで、そういったこの問題について、労働安全衛生法の関係でもやっぱりきちっと見るべきじゃないんでしょうか。その点、どのように考えておられますか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 確かに400人余りの作業員の方が作業に従事していただき、なおかつ工期的に大変厳しいものがあるというのは事実でございますけれども、ただ、作業時間につきましても、朝7時から朝礼を行って作業を実施されておまして、極端に早く来られているという方は、駐車場の確保することを目的として早く来られているというケースもあるというふう聞いております。早出組は7時から朝礼して、作業を開始して、午後5時までやる。通常組については、午前の8時から朝礼をしまして、午後5時まで作業すると。残業については、午後8時までとしてやっていると。監督員等につきましては、事務をやっておられまして、深夜まで及ぶこともありますけれども、作業員の方々については、そのようなサイクルで作業に当たっていただいているというふうなことでございます。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 近所の住民の方たちも心配しておられます。やっぱりそこら辺のところは当局としてもきちっと現状を踏まえて、見てる方と時間的に相当な開きがあるわけで、ぜひそこら辺のところは求めておきたいと思います。

それから、質問の第2問であります。林区への土壌調査の問題であります、総意として同意したということだから、建物の建設に同意したというようなことを捉えていると。とらぬ皮のあれじゃないんですか。やっぱり私はちょっとそれはね、私の見てる、いろいろと話も聞いている内容からすれば、そうではないような感じがします。それだけは申し上げておきます。

第3問、いいですか。第3問に移ります。森本区、坊岡への交付金の問題であります。

中貝管理者は、これは地域振興だと言われたんですけども、ほかの地域振興事業なるものが大変たくさんあって、それも着実に進めておられるわけです。現ナマというか、お金をね、これをもらえるということは、私の目から見たら、例えば迷惑施設じゃないのかと、このように捉えざるを得ないんです。これについて、いわゆる「ほくたん便り」のお知らせ版でも、安心で信頼性の高い環境管理体制、災害時の避難拠点施設、見学用スペース並びに設備、こういうことも出ているわけです。地元にとっても歓迎される施設ですよと、そういうことだと思うんです、この表現は。そして議会においても、修学旅行の目的地として、それこそ宣伝をしたらどうかと、こういったすばらしい話まで出てくる。なぜこういったところに、いわゆるほかに振興策がどんどんやられているにもかかわらず、それ以外にお金を交付金という形で出さなければならないのか、私には理解ができません。お金はどう使ってもいい。制約はないわけでしょう。私はほかの振興事業と余りにも意味が違うんじゃないかと言っている。その点はどうぞお考えですか。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 言われている違いが私には理解できません。施設が建設された後、この施設はいわば地域の一員として、コミュニティーの一員として、私たちは30年以上と申し上げておりますけれども、そこに存在をすることになります。地域の一員としてのよき振る舞いをするということはむしろ当然のことだろうというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、そもそも廃掃法という法律自体が周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すべきであるということを設置者の側に求めております。その地域のコミュニティー自体は、周辺の例えば道路がよくなるのか、あるいは崖が崩れそうなところが直るとかってありますけれども、コミュニティー自体も、これは村人がおられる限りは永続するわけでありますから、その村人の地域コミュニティーの活動に対する支援というのがあるのは何ら問題はない、このように考えております。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 管理者がご理解しないんだっとならなくて結構なんですけども、ほかの地域振興事業、消雪工事だとか、道路をよくせえとか、公民館建ててくれとか、こういうこととは極めて異質なものではないですか。お金というものはね。そうすると、中貝管理者がこれまでこの施設については本当に誇れるような施設なんだと言っていたのとね、裏腹の話になりますよということです。これは迷惑だからお金で何とかあんたら黙ってくれよという話にならないんですか。それは確かに公害防止協定だとか、運営のあれをつくるだとか、そういうのはされますけども、ゴルフ場がいろんなところでできたときの同じことじゃないですか。地域にお金が出て、そのお金をめぐっているんなら

問題が起きてる。コミュニティーを促進するどころか、反対に破壊しませんか。そのお金によって。たとえ何ぼの金であったってね、私はそういう金は出すべきじゃないと思いますけど。見解が違ってたんならもうそれで結構です。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 見解が違うんですけど、随分ゆがんで物事を見ておられるような印象を持ちました。

迷惑施設かどうかというのは、もちろん私はそう思っておりませんが、受け取る側の問題だというふうに一般的に言われています。この施設自体を別に地域の人たちは、迷惑施設なので、そのバーターとして物事を何か受け取っているというようなことでおられるとは私は思っておりません。現に例えば道路について公費を使うのと、例えばコミュニティーの年々の、あるいは月々の、日々の維持に支援するのと何が違うのかと。中井議員の地元例えばスーパーがおありなのかどうか知りませんが、スーパーは村の区費というのは払っておられませんか。払っておられたら、それで地域の自治が例えばゆがめられるとかいうようなことを本当に思われますか。私は違うと思います。先ほど申し上げましたように、この地域は30年以上にわたって森本、坊岡という地域のコミュニティーの一員としてずっといて、これからも地域の人々と一緒になって、時によって、地域として例えば祭りのときには提供することがあるかもしれません。まさにそれをやろうとしているわけでありまして、村の方自体が区費を払っておられるわけでもありまして、お金と道路整備を区別されるという中井議員のお考えは私は全く理解できません。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 スーパーの例を出されたけども、スーパー、民間企業と公とは違うと思う。皆さんは税金でやっぱり市政を運営しているし、北但だってそうだし、その金をコミュニティーに帰するといって出すこと自体が、私は性格が全く違うと思います。それはもう何ぼ話しとっても水かけ論でしょうから、話になりませんので。

次に、第4問に移らせていただきます。

ごみを燃やすことで1年間に、先ほど言われた、大変大きな数字なので、ちょっと議長に求めておきたいんですけど、ぜひちょっと数字で、書いたもので、ぜひその資料をいただけたら、お願いしたいと思うんですけど。議長、取り計らっていただけるのでしょうか。先ほどの、余りにも大きな数字ですので、実際に、お願いできるのでしょうか。

○議長（青山憲司） 質問を続行してください。

○中井次郎議員 それでは、このタクマエナジーをつくった役割というのは何でしょうか。例えば私なら、いつも思うんですけども、これ、関電に売るんかなど。施設でつくって余ったあれは関電にというのが普通だと思うんですけども、こういうことはまた全然違うということでしょうか。ここのタクマエナジーに売電をすること、ここにいわゆる渡すことが有利だという判断ですか。その点をちょっと教えてください。関電なんかの場合と、この4月から電力の自由化なり、そういうのなりができるんです。ほいで各家庭もそれに一つは利用することができるわけですけども、供給する側

ですね、北但が新しくタクマエナジーという会社を打ち上げてやると、会社に任すというのはどういう意味でしょうか。その点をちょっとお聞かせください。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそもタクマエナジーという会社ですけども、電力の小売事業、電力の卸売事業等を目的として、平成27年8月18日に資本金9,000万円で設立された、株式会社タクマの100%出資の会社でございます。したがって、同社では、電気事業法に基づく小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けて、既に一般廃棄物処理施設でありますひたちなか・東海ハイトラスト株式会社、産業廃棄物の処理施設いわて県北クリーン株式会社などから電力を買っておりまして、実は豊岡市も本年の2月1日より、今度はタクマエナジーから電気を買われて、電力の地産地消が成り立つというようなこともされております。以上でございます。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 いえば有利になるということですか、実際に。ほかのどこよりは値段的にも高いというのが理由ですか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、関西電力さんと比較をしまして、実は、FIT、電力の固定買い取り制度というのは、ごみ発電に係るバイオマスというのは17円ということで20年間保証されるわけですけども、このタクマエナジーでは、関電さんは17円を買うということしかないんですけども、タクマエナジーはそれにプレミアム価格として0.6円を足した17円60銭で買い取るということを申し出ておりまして、その他、季節に、バイオ発電以外の電力もありますので、その単価についても関西電力さんよりは高い値段で買い取るという話でございます。

それと、一番大事な部分というのは、運営事業者、ほくたんハイトラストになってますけども、タクマグループが運営をします。したがって、100%子会社ですので、運営側が発電をするために最大限の努力をして発電量を出すようになります。その結果、例えばタクマエナジーももうかるわけですので、そういうふうな運転をやります。したがって、私も北但行政事務組合にも総電力量自体が上がってきますので、売り電収入もふえると。2つの観点からタクマエナジーさんのほうと特定契約を結んだということでございます。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 わかりました。

この売電収入については、特別北但の運営費には、例えばそれを頼りにするとか、そういうことではないわけですね。なぜかという、要は資源化なり、それからできるだけ要は削減していく、ごみを、そういう立場に立てばね、電力を売電することで、それによって運営をするんだというような立場ではないということですね。それは余分のほうで見ていると、こう解釈したほうがええです。そうせんとね、実際に一般廃棄物処理計画で削減の目標をいろいろと出されてます。それに基づいてやればやるほど、例えば売電収入というのは減ってくるわけです。現にそういう仕組みになっているわけですから。そうすると、頼りにしてたら当然、ごみを減らすわけにいかない。もっとほか

からでもごみをとってこなんだからあかんよと、こうなるわけですけど、その点はいかがですか。最後にそれを聞かせてください。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 構成市町におかれましては、一般廃棄物処理基本計画にのっとり、ごみの減量化に努められると、今後も努められるということでありまして、私どものほうは、その来たごみに対して、最大限有効に活用していくという観点からやらせていただきます。

収入につきましては、今回、28年度の予算でも説明させていただきましたけども、施設整備の建設費に対する負担の裏財源としては補助金と負担金ということになりますし、運営費に関しては直接搬入のごみの手数料、10キロ100円というやつですね。そのほか、資源ごみの売却手数料等とこの売り電収入を充てまして、その不足分を各市町からの負担金で頂戴して帳尻を合わすというような会計ですので、当然売り電収入が減れば、各構成市町の負担金がふえるということで、これを維持するためにどんどんどんどんごみを持ってきてくれというようなことには決してなりません。

○中井次郎議員 以上です。

○議長（青山憲司） 以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

暫時休憩いたします。再開は午後2時30分。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 第11号議案～第12号議案（平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）外1件）

○議長（青山憲司） 続いて、日程第3、第11号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）外1件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 第11号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）及び第12号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

かねてから循環型社会形成推進交付金が不足することが予測され、財源確保を図るため、国に対し、交付金の追加要望をしておりました。このたびの国の補正予算が成立し、28年度に受ける予定であった交付金を27年度内に交付する内示がありました。本案は、追加の交付金を受けることで、相当する構成市町の負担金を調整する必要が生じたため、27年度、28年度の歳入予算において、所要の補正を行うものです。循環型社会形成推進交付金の追加内示の通知が1月21日になりましたことから、今回追加で提案させていただくものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議いただき、適切なる決

定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山憲司） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

第11号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について説明を求めます。  
谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書1ページをごらんください。第11号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入予算の財源を更正するもので、予算総額の増減はございません。

議案書5ページ、6ページをごらんください。事項別明細書の2、歳入の内訳ですが、10款分担金及び負担金を3億1,386万9,000円減額し、20款国庫支出金を3億1,386万9,000円増額いたします。減額する各市町負担金は説明書きのとおりです。

管理者が申しあげましたとおり、国の補正予算成立により、新施設に係る28年度に受ける予定であった循環型社会形成推進交付金を27年度内に交付する追加内示があったことから、補正予算（第4号）として追加提案させていただくものです。

ご清覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第12号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書10ページをごらんください。第12号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入予算の財源を更正するもので、予算総額の増減はございません。

議案書14ページ、15ページをごらんください。事項別明細書の2、歳入の内訳ですが、10款分担金及び負担金を3億1,386万9,000円増額し、20款国庫支出金を3億1,386万9,000円減額いたします。増額する各市町負担金は説明書きのとおりです。

さきの議案で説明いたしましたとおり、新施設に係る28年度に受ける予定であった循環型社会形成推進交付金を27年度内に交付する追加内示がありました。28年度交付予定としていた交付金が27年度に交付を受けることから、交付金の年度間調整を行うことで、28年度交付金がゼロ円となり、不足する財源を構成各市町負担金において措置することから、補正予算（第1号）として追加提案させていただくものです。

ご清覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 以上で追加上程議案に対する説明は終わりました。

日程第4 議案ごとに質疑・討論・表決

○議長（青山憲司） これより第1号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 通告しておりました質疑でありますけども、一般質問のほうでいたしましたので、と

りあえず今回は取りやめます。

○議長（青山憲司） 谷口眞治議員に対する答弁は一般質問の中で終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治です。第1号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について、反対討論いたします。

第1号議案は、事業者の請求によるインフレスライド条項を適用した契約額の3.5%、3億3,111万5,040円を増額する変更契約であります。1月7日から協議し、1月14日にスライド額を確定させたと言いますが、昨年10月の第94回議会でも議論をいたしました。焦点は、現場の下請業者の労務単価、資材単価が3.5%スライドをしていたかどうかであります。しかし、今議会でその証明として示されたのは、下請81業者が実勢価格を反映した金額にて工事を請け負ったことを証明するというただ単なる確認書であり、労働者の賃上げ、下請業者の受け取りの増額などが確実に保証されなければ、真のインフレスライドにはなりません。これでは結局元請業者の契約額の増額、利益を確保する契約変更にはかからないと言わざると得ません。

よって、第1号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について、反対であります。

議員各位の賛同を求めまして、反対討論といたします。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 7番、井垣でございます。ただいま議題となっております第1号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

本案に係る予算については、昨年の10月定例会で債務負担行為の設定を議決しており、予算の確保はなされております。本件は、請負代金額が不相当となったときの措置であり、多くの地元事業者が下請を行っている本件工事において、このたびのインフレスライド条項を適用した変更契約を締結することは、地域経済の活性化を願う我々にとって適正なものでございます。安全な新施設の建設はもちろんのこと、建設現場で働かれる多くの地元事業者の思いも考慮し、組合と事業者が変更額について協議、承諾した第1号議案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（討論なし）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

これより第1号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について、起立に

より採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（青山憲司） 起立多数であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案但馬行政不服審査会設置に関する規約の制定についての質疑に入ります。

まず最初に、通告のありました8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 8番、伊藤。この規約は、北但行政事務組合でどのように取り扱われていくのか、審議会にかけられる議題としてはどのようなものが想定されるのか、お答えを願いたいと思います。

次に、第4条では、審議会の委員は3人をもって構成されます。その委員の3人というのはどのように選任されるのかもお答えください。

また、第7条では、審議会は全ての委員が出席しなければ議会を開くことも議決することもできないとあります。それはなぜなのか、お答えを下さい。

さらに、第8条の会議の非公開ですが、審議会の調査審議の手順は公開しないこととなっておりますが、それはなぜなのか、議事録の公開についてはどうなのか、その点についてもお答えください。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 審議会にかけられる議題としてはどのようなものが想定されるのかといったお尋ねをいただきました。

組合で想定されています不服申し立て、その後の審査会への諮問は、昨年議決をいただきました北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例第9条に規定した受け入れ基準に違反する搬入者に対する措置が想定されます。条例制定の際、趣旨を説明を申し上げましたとおり、この違反者に対する措置は、処理施設での事故を未然に防ぐものでございます。第1号で、受け入れ基準に違反して搬入した者に文書による指導を行います。第2号で、指導してもなお違反して搬入した者に文書による警告を行います。3号では、警告してもまだなお違反して搬入した者に搬入禁止と氏名の公表といった指導を行います。文書による指導と警告については行政指導ではございますが、搬入禁止については処分性があると北但のほうでは考えておまして、搬入禁止の通知の文書のほうに、不服があった場合の申し立ての教示をお示しをしておるところでございます。

それから、委員の選任方法についてお尋ねをいただきました。

規約の第5条により、委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができる方であり、また、法律または行政に関してすぐれた見識を有する者の中から、但馬広域行政事務組合の管理者が選任することとなっております。

それから、全ての委員が出席しなければ審査会が開催できないということですが、これは、行政不服審査法施行令第20条に規定されております、構成する全ての委員の出席がなければ会議を開き、また議決することができないという規定でございます。法の第72条において、審査会は、



委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体という規定がございます。但馬行政不服審査会では、そもそも3人しか委員を選任いたしません。ですから3人全員出席が原則となるというところでございます。

なお、審査会の議事につきましては、委員の過半数をもって決するというところで、規約の第7条3項のほうに規定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（青山憲司） 8番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 第8条についてもお触れいただきたいというふうに思いますけれども、会議の非公開をなぜするのかということです。先ほども聞きましたように、会議録についてはどうなのか、そのあたりもわかればお聞かせください。

○議長（青山憲司） 暫時休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時46分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 事前に項目の質問が記載されてなかったもので、恐れ入ります。私、今は調べておりません。恐れ入ります。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例制定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、2番、谷口ですが、質疑につきましては2点通告しております。

まず、1点目の撤去費用は契約の範囲ではないかにつきましては、既に一般質問で答弁いただいておりますので結構です。

次の基金の目標額についてだけご答弁をお願いします。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 基金の目標額という年度の積み立ての目標ですけども、売り電収入の10%を目安に基金を積み立てていくという計画にしております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それで、総額ですけども、どれぐらいを見込んでおられるのかということなんですが、その点について、今現在どういう考え方でおられるのか、その点についてお願いします。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 本年度、約1億円の収入を見込んで1,000万円、それで29年度については約1億5,000万程度見込めるのではないかとということで、約1,500万円ということで見込んでおりますけれども、ただ、どこまで使うのか、あるいはごみの減量化というのがどこまで進むのかによって発電量も変わってきます。今のところ、今の物価水準で、今の施設を取り壊すということになれば、仮定の話ですけども、大体7億円程度かかるのではないのかなというふうなことを想定をしております。補助金等も入れて、約半額程度、3億5,000万程度は積み立てていけるようなことになればなというふうな思いで今のところは考えております。

○議長（青山憲司） 以上で谷口議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治です。第3号議案北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例制定について、反対の討論をいたします。

第3号議案は、北但ごみ処理施設の撤去に必要な財源を確保するために、北但ごみ処理施設で発生する電力売り払い収入の一部を活用して、一般廃棄物処理施設基金を設置するというものでありますが、第1に、タクマに撤去費用は1円たりとも負担させない。第2に、その撤去費用確保のために、タクマが新たにつくる子会社と売電契約を締結する。ここでもまたタクマに利益を確保する仕組みがつくられております。その上で、そこで得られた売電収入を撤去費用に充てる基金に積み立てるというのでは、まことに道理が合いません。何重にもタクマの利益を保証する仕組みには賛成できません。

よって、第3号議案北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例制定について、反対いたします。

議員各位の賛同を求めて、反対討論といたします。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

12番野口逸敏議員。

○野口逸敏議員 12番、野口です。ただいま議題となっております第3号議案北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本案については、将来、施設の撤去に必要な財源を確保することを目的として、一般廃棄物処理施設の基金を設置するため、規定の整備を行うものであります。

撤去の費用を確保していくことは、地元地区からの要望の一つでもあると伺っておりますし、こ

それはそれに応えるものと思います。同時に、関係市町における負担の平準化を図るためにも、第3号議案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（討論なし）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

これより第3号議案北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例制定について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（青山憲司） 起立多数であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案北但行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは第4号議案について質疑をさせていただきます。

今回、行政不服審査法改正によって、異議申し立ての手續等が廃止され、審査請求に一元化されるというようなことで、不服申し立て構造の見直し、こういったことがされるわけでありまして。ただ、こういったことがあるんですが、一つの例として、第三者の反対意見書に対して、これまでも著作権法ということで、結局その情報が非公開となったわけでありまして、こういったことについて、今回のこの改正がどういうことになるのか、この点についてだけ説明を求めます。

○議長（青山憲司） 答弁を願います。

河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 著作権法を盾にすれば情報公開が非公開になるのではないかというようなご質問だと思います。

著作権法の第18条第1項において、著作者は、その著作物でまだ公開していないものを公衆に提供し、または提示する権利を有するとあります。これはいわゆる著作権を持っていらっしゃる方が公表権を持っておるということでございまして、法によって保護されておる著作権は、本人の同意なしで開示することはできないということになろうかと思っております。

今おっしゃいました意見書の提出といいますのは、情報公開条例の第15条に規定されておる規定でありまして、第三者に関する情報がある場合は、開示の決定前に当該の第三者に対して意見書を提出する機会を与えるという規定でございまして。行政当局は、仮に著作権法を盾に第三者が開示の反対の意見を提出されたとしても、その意見に拘束されるものではございません。最終的には、行政庁の長の責任において、意見書の内容をしんしゃくした上で、情報公開の判断が行われるということになりますので、反対の意見書によってその情報が全て開示されないというものではございません。

それと、このたびの条例改正に関して申し上げますけれども、条例15条の改正は条項の改正のみで

ございますので、今回のご指摘の第三者に対する意見書の提出というのは、そもそも情報公開条例には改正前からある規定でございまして、既に適用しておる規定でございます。以上でございます。

○議長（青山憲司） そのほかございませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案北但行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案北但行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、第6号議案の質疑をいたします。

1点だけでありますけれども、地方公務員法の改正に伴って、今回、勤務成績の評定を削除するというふうなことになっておりますが、この削除理由について説明をお願いします。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 勤務成績の評定の削除理由についてお尋ねをいただきました。

議員もおっしゃいましたように、これは地方公務員法の改正により条項を削除するものでございます。人事行政の運営等の状況の公表項目について、勤務成績の評定が今回の改正で削除されまして、そのかわりとして人事評価の状況という項目が追加されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

勤務成績の評定といたしますのは、評価項目がこれまでからしっかりとした明示がされてなかったり、また、上司の一方的な評価であるといった、そういった課題が以前から指摘されておりました。

他方で、今申し上げました人事評価といいますのは、評価基準を明示したり、それから職員の自己申告でありますとか面接、こういった仕組みによって客観性を確保するというものでございます。

地方公務員にこの人事評価の制度を導入することで、能力、それから実績に基づく人事管理を図る中で、人事行政の運営等の状況の公表する事項におきましても、この人事評価の状況というものが組み入れられたというものでございます。以上でございます。

○議長（青山憲司） 谷口議員に対する答弁は終わりました。

そのほかございませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、8号議案について、1点質疑をさせていただきます。

今回のこの条例の一部改正であります。共済年金を厚生年金に統合することに伴う関係だということのようなことで説明ありましたが、具体的に非常勤の職員の場合、いわゆる臨時職員さんが該当するかなと思うんですが、具体的にどんなことになるのか、説明を求めます。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 組合におきまして、公務災害補償の対象となりますのは、組合の議員さんとか監査委員さん、それから情報公開審査委員会の委員さん、それから、今、議員がおっしゃった臨

時職員の方が対象になろうかと思えます。

具体的に説明をというご指摘でございました。お配りしてあります議案書つづりの46ページを、恐れ入りますけれども、ごらんいただきたいと思えます。第8号議案に添付しております新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。新旧対照表の左側は現行で、右側は改正後をお示しをしております。例えば46ページの傷病補償年金を受けられる方が厚生年金と国民年金に加入されていれば、傷病という同一の事由で補償年金が支給される場合、左側の4段目でございます0.73という額に調整されるというものでございます。

他方で、改正後では、右側の一番上の上段に記載のとおり、傷病補償年金を受けられる方が一元化された厚生年金と国民年金に加入されていられれば、これまでと同様に0.73に調整されるというものでございます。

同様に、厚生年金のみに加入されていらっしゃる方でありまして、0.86、上方に0.86という数字があると思えます、に調整されますし、国民年金のみに加入されている方におきましても、改正前後で同一の0.88という調整がされるというものでございます。

今お示ししましたように、改正の前後で補償額に実質的な影響はございません。以上でございます。

○議長（青山憲司） 谷口真治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算の質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、第10議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算について質疑をいたしますが、通告をしております、5点ありましたが、2番目の総務費の顧問弁護士業務委託料についてだけ質疑をさせていただきます。

この関係ですが、顧問弁護士の業務委託料の考え方ですが、成功報酬が入っているのかどうか、この点だけ説明を求めます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 顧問弁護士への委託料ですけれども、15款総務費、13節委託料に計上しておりますけれども、100万円計上しております。予算書の説明欄にも記載しておりますけれども、組合の顧問弁護士業務委託料であり、平成22年度より予算化をいたしております。

なお、議員ご指摘の成功報酬につきましては、3月23日に判決が言い渡されますので、その結果を受けまして、補正予算等によって対応する予定といたしております。

○議長（青山憲司） 谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治です。第10議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算に反対の討論をいたします。

本予算は、平成28年度に北但ごみ処理施設を完成させ、運営させる予算であります。しかし、この施設は、地元坊岡住民の同意を得ずに建設用地の一部強制収用を全国で初めて行い、住民が裁判を起こすという前代未聞の歴史的汚点を残す施設となっていることであります。

さらに、軟弱地盤対策による4カ月の工期延長によって、施設完成は7月末としながら、4月からは試運転なしの本格稼働を行うという、これでは安心・安全が担保されない中での危険な稼働と言わざるを得ません。

よって、第10議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算に反対をいたします。

議員各位のご賛同を求めて、反対討論といたします。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

6番浅田徹議員。

○浅田 徹議員 6番、浅田です。ただいま議題となっております第10議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

4月から始まる新施設でのごみ全量受け入れと試運転のスタート、そして8月の施設の完成、本格稼働に向けた地元業者に影響あるインフレスライドに対応した増嵩を含む最終年度の建設工事費

と、新たに施設を運営管理するための必要な衛生費、売電収入を活用した基金の積み立てなど、これまでの計画を最終的に具現化する予算でございます。平成28年度の施設の完成、稼働、これに不可欠な予算を今回計上された部分につきましては、適切妥当な予算と考えております。

新施設の確実、安全な廃棄物の処理が行われる。これを望むものとして、本案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（討論なし）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

これより第10議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（青山憲司） 起立多数であります。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありますか。

5番松井正志議員。

○松井正志議員 5番、松井です。念のため1点だけ確認させていただきます。

補正予算については、可決して、その日に成立するわけですが、当初予算の場合は、本日可決しても、成立がこの日なのか、それとも新年度を迎える4月1日なのか、それについて確認だけさせていただきたいと思います。といいますのは、同一会期に当初予算と成立してない補正予算を同時に審議することは可能かというのが、過去、余りこういう例を経験したことがないので、こういうことができるのであれば、内容については何も問題ないんですけども、念のため確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 大変勉強不足で申しわけございません。その内容については確認を今後した



と思いますけども、以前も同様の手続で補正予算を成立させた経緯もございますので、今度についても同様の手順で補正予算をさせていただいたということですので、よろしくお願いします。

○議長（青山憲司） 5番松井正志議員。

○松井正志議員 過去、同じような例があるということであれば、過去の例に倣って同一性ということで、それについては了解しました。念のため確認だけしておいていただきたいと思います。

○議長（青山憲司） そのほか質疑ございませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第96回北但行政事務組合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後3時12分

〔議長閉会挨拶〕

○議長（青山憲司） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る2月2日に開会されました今期定例会は、本日までの15日間にわたり、事件2件、条例6件、予算4件の合計12件を慎重にご審議いただき、全て滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

さて、いよいよ4月よりごみの全量受け入れが始まり、クリーンパーク北但での処理がスタートいたします。これまでの取り組みを顧みるとき、組合議会の一員としてこの日を迎えられることは、まことに感慨深く、また、この間における管理者を初め、組合当局の取り組みに対し、感謝を申し上げたいと存じます。

しかしながら、ごみ処理がスタートするとはいえ、工事期間中における機器調整を行う中での試運転にほかならないため、当局におかれましては、引き続き、竣工、引き渡しまでの間、より一層のご尽力を賜りたいと存じます。

あわせて、4月より始まるごみの全量受け入れに際しましては、事故を未然に防止し、安心・安全な施設の運営のため、ごみを搬入する事業者や住民に対し、運営事業者と共同して適切な指導を

実施いただくよう願います。

終わりに当たり、議員各位におかれましては、間もなく構成市町の3月定例議会が始まろうといたしております。どうかご自愛くださいまして、一層のご活躍を賜りますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

続いて、管理者から発言の申し出がありますので、お聞き取りください。

〔管理者閉会挨拶〕

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る2月2日に開会いたしました第96回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し、心から敬意を表します。

今期定例会には、私から12の案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

新年度の予算も成立し、7月末にクリーンパーク北但の竣工を迎えます。建設工事の現場において、クリーンセンター、リサイクルセンターでは、プラント機器の据えつけを終え、内装、外装の仕上げを行っています。2月1日から受電し、現在、機器調整の最中であり、3月18日には火入れ、その後の試運転開始に向けて準備を進めているところです。

また、管理棟の一部が完成しますので、3月28日から組合事務局はクリーンパーク北但での事務を開始することとしております。

これまでから安全対策の強化を指示してきたところですが、現場での安全な施工に十分配慮した上で、4月からのごみ全量受け入れに向け、安全、確実に事業を進めてまいります。

工事期間も残り少なくなりましたが、地元や周辺の方々には、まだご不便をおかけすることもあるかと存じます。いましばらく事業推進に格段のご理解をお願いするものです。

また、先ほどの一般質問や議案質疑において、議員各位からさまざまなご意見、ご助言を頂戴したところですが、現有施設の損耗状況などを考慮すれば、着実に施設を整備し、地元区から安心してもらえる施設運営を行うことが、私ども組合に課せられた使命であると認識しております。

議員各位におかれましては、今後とも事業の進捗に向け、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。